

目次	
被告人の表示及び前文	主文
理由	
第一	弁護人らの控訴趣意書第一点について
一	原判決が被告人を本件建物の「管理について権原を有する者」と認定した ことに関する審理不尽の主張
二	原判決が被告人が本件建物全体の管理権原者であるかごとき認定をしたと する審理不尽の主張
三	本件建物の管理権原者としての被告人に業務不履行はない旨の主張
第二	弁護人ら連盟の控訴趣意書第二点（控訴趣意補充書その三による補充を含 む。）について
第三	弁護人ら連盟の控訴趣意書第三点について
第四	弁護人ら連盟の控訴趣意書四点（控訴趣意補充書その三及びその五による 補充を含む。）について
第五	弁護人ら連盟の控訴趣意書第五点について
一	総説
二	ホテル経営者としての遡及工事実施義務の重要性
三	A4からの長期借入金の繰上げ返済
四	東京都の買収予定地に関する対応
五	私道部分の売却代金
第六	弁護人ら連盟の控訴趣意書第六について
第七	依田弁護人の控訴趣意書第一点（同弁護人の控訴趣意補充陳述書その四に よる補充を含む。）について
第八	依田弁護人の控訴趣意書第二点について
第九	依田弁護人の控訴趣意書第三点（同弁護人の控訴趣意補充陳述その二及び その三による補充を含む。）並びに弁護人ら連盟の控訴趣意書第四点の一部につい て
第一〇	依田弁護人の控訴趣意書第四について
第一一	依田弁護人の控訴趣意書第五点（同弁護人の控訴趣意補充陳述書その四 による補充を含む。）について
一	所論の趣旨
二	従業員B29の行動に関する事実誤認の主張
三	従業員B31の行動に関する事実誤認の主張
四	従業員B32の行動に関する事実誤認の主張
五	従業員B29、同B31、同B32の消火活動の不手際
第一二	弁護人ら連盟の控訴趣意書第七点（控訴趣意補充書その三による補充を 含む。）について
結語	

主 文

本件控訴を棄却する。
当審における訴訟費用は、被告人の負担とする。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人塚本重頼、同依田敬一郎、同芝四郎、同田中英雄、同西尾孝幸及び同横井大三連名の控訴趣意書（以下、「弁護人ら連名の控訴趣意書」という。）、弁護人塚本重頼名義の控訴趣意書補充陳述書及び控訴趣意補充陳述書その二、上記弁護人ら六名連名の控訴趣意補充書その三、その四（「控訴趣意書補充書その四」と題するもの）及びその五、弁護人依田敬一郎名義の控訴趣意書（以下、「依田弁護人の控訴趣意書」という。）、控訴趣意書補充陳述書、控訴趣意補充陳述書その二、その三（「控訴趣意書補充陳述書その三」と題するもの）及びその四に、これに対する答弁は、検察官吉川壽純名義の答弁書及び検察官遠藤源太郎名義の補充答弁書にそれぞれ記載されているとおりであるから、ここにこれらを引用する。

第一 弁護人ら連名の控訴趣意書第一点について

一 原判決が被告人を本件建物の「管理について権原を有する者」と認定したことに
関する審理不尽の主張所論は、要するに、株式会社A1の本件ホテル建物につ
いては、消防法八条一項にいう「管理について権原を有する者」とは、同ホテルを
所有し、管理し、運営している株式会社A1であって、その代表取締役社長である
被告人ではない。被告人は、同社の重要な株主であり、かつ、運営の指揮に当たっ

ていた者であるが、同ホテルの所有権その他の権限を有するものではない。ところが、原判決が特に理由、根拠を示すことなく、被告人を「管理について権原を有する者」と認定したのは、審理不尽であるというのである。

〈要旨第一〉思うに、消防法八条、同条の二、消防法施行令四条、消防法施行規則三条その他の規定において用いられて〈要旨第一〉いる防火対象物（建築物等がこれに属する。消防法二条二項参照）の「管理について権原を有する者」（以下、「管理権原者」という。）とは、その防火対象物を管理する正当な法的原因を有する者と解されるが、本件A1のように、法人が防火対象物を所有するとともに、これを占有、管理して事業を行っている場合、その管理権原者は、法人そのものではなく、自然人であり、それも、原則として、法人の代表者であると解するのが正当である。けだし、管理権原者は、防火対象物の防火管理上、最高の責任者として、右の諸規定により一定の権限を有し、義務を負っているが、もし法人そのものを管理する権原者と解するならば、その意思決定に所要の機関決定を経なければならない等により時間を要し、また、實際上責任の所在が明確でない等の弊の生ずるのを免れず、その結果、管理権原者としての責務が迅速適切に履行され得ない事態の発生を避けることができず、このようなことを避けるためには自然人をもって管理権原者とすることが必要であり、それには、内規等をもって他の役員又は職員に権限及び義務が委譲され、かつ、その委譲が相当と認められる等の特段の事情のない限り、法人の代表者がこれに当たると解するのが相当であるからである。

なお、念のために付言すれば、次のとおりである。

(1) 法人の代表者を管理権原者と解することは、もとよりその者が管理権原者の権限の行使及び義務の履行に関する事務までをすべてみずからの手で行わなければならないものではなく、その責任においてこれを他の役員又は部下の職員をして行わせることを妨げるものではない。

(2) また、消防法施行規則別記様式一号の二所定の「消防計画作成（変更）届出書」及び同一号の二の二所定の「防火管理者選任（解任）届出書」の各様式中の届出者欄に「法人の場合は」とあるのは、当該防火対象物の所有者等が法人である場合のことであって、規則みずからが法人自体を管理権原者と認めている証左であるなどと解すべきものではない。

(3) また、消防法四二条一項一号及び四三条一項一号の違反行為（いずれも管理権原者の違反行為である。）についての両罰規定である同法四五条は、法人の役員である管理権原者が右違反行為をしたときは、（行為者である役員が同法四二条一項一号又は四三条一項一号により罰せられるほかに）法人をも罰する旨を定めたものと解すべきであって、同法四五条の規定をもって、法人が管理権原者であることを前提として、現実の行為者のほかに管理権原者である法人をも罰する旨を定めたものであるなどと解することはできない。

当審における証人B1（東京消防庁指導広報部指導課指導係主任）の供述によれば、消防当局も、法人が防火対象物を所有するとともに、これを占有、管理して事業を行っている場合の管理権原者は、法人自体ではなく、自然人であり、すなわち、原則として法人の代表者である役員がこれに当たり、例外的に、当該法人の内規等により管理権原者の権限や義務が他の役員又は職員に委譲されており、かつ、その委譲が相当と認められるときは、その役員又は職員がこれに当たると解していること、並びに、たとえば、或る事業主について、その者を管理権原者と認め得るかどうかの検討にあたっては、その者が（ア）当該事業所の代表権を有しているかどうか、（イ）建築物等の増改築、避難施設や消防用設備の設置及び維持管理の権限や責任を有しているかどうか、（ウ）当該事業所に勤務する者に対する労務上、人事上の権限を有しているかどうか等が考慮されることが認められる（なお、B1証人の供述中に、当審取調べにかかる解説書「防火管理の知識・基本編」（当庁昭和六二年押第三九六号の27）二五頁及び「防火管理指導指針」（同押号の28）二二頁の両罰規定に関する各記述の一部を誤りとする箇所があるが、同記述は、いずれも前記（3）の理を言ったものであって、誤りはなく、その点は、同証人の誤解と認められる。）

ところで、原審で取り調べられた証拠（以下、「原審証拠」という。）によれば、株式会社A1（以下、「A1」という。）は、政令で定められる防火対象物に属する本件ホテル建物（以下、「本件建物」というときは、これを指す。ただし、九階及び一〇階にあるA2事務所及びA2邸の区画を除くものとし、これを含むときは、「本件建物全体」という。）を所有し、これをホテル等に使用して営業していたものであるところ、昭和五四年五月被告人が代表取締役就任した後のA1の

役員構成は、代表取締役社長が被告人、取締役副社長がC（被告人の長男）であるほか、専務取締役D（被告人の次男）、同Eの二名を含む取締役四名及び監査役二名がいたが、E以外はすべて被告人の縁故者であり、常勤役員は被告人、C、Eの三名にすぎず、さらに、昭和五四年一〇月にEが辞任した後は、会社運営を、実質的に担当していた役員は被告人とCだけであり、その権限について見ると、A1の経営、管理上の実質的な決定権限は被告人がこれを掌握し、このことは、同会社の消防用設備の設置、並びに、消防計画の作成や自衛消防組織の編成にも影響のある職員の増減等についても例外ではなく、すべて被告人の決裁するところであったことが認められる。

右のとおりであって、被告人は、A1の代表取締役社長就任以降、名実ともに同会社の代表者であったものであり、従って、前述の理により本件建物の管理権原者であったと見て少しも妨げないといわなければならない。なお、本件建物の、消防法一七条一項にいう「関係者」である上に、同法一七条の四にいう「関係者で権原を有するもの」であったと認められる。

ちなみに、原審証拠によれば、Gを防火管理者に選任した旨の昭和五四年一〇月三一日付「防火管理者選任届出書」（九八冊一七二四三丁参照。冊丁数は原審記録のそれを指す。以下同じ。）（消防法八条二項に基づき管理権原者が届け出なければならないもの）が「株式会社A1代表取締役F」名義で提出されて、所轄麹町消防署において受理されていること、また、スプリンクラー設備を本件建物の未設置部分に設置すべき旨の麹町消防署長名義の昭和五六年九月一日付「命令書」（当庁昭和六二年押第三九六号の4）（消防法一七条の四に基づき、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対して発せられるもの）が「株式会社A1代表取締役F」宛てに発せられていることが認められるが、これらの書面は、A1の代表取締役である自然人たる被告人が提出し、又はそのような被告人に対して発せられたものと解せられる。

なお、被告人が本件建物の管理権原者でないとの主張は、原審では全く行われず、控訴趣意においてはじめて提出されたものである。

以上のとおりであって、原判決には何ら所論の審理不盡はなく、論旨は理由がない。

二 原判決が被告人が本件建物全体の管理権原者であるかのごとき認定をしたとする審理不盡の主張

所論は、要するに、被告人がA1の代表取締役社長としての立場から本件建物の管理権原者に当たるとしても、本件建物（全体）の九、一〇階には他人の区分所有に属するA2事務所及びA2邸があり、A1及び被告人は、これらの事務所及び邸宅部分については何らの権限もなく、従って管理権原者でないことが明白であるのに、原判決が被告人が本件建物全体について管理権原者であるかのごとき認定をした点において、被告人の責任の範囲を明確にするための審理を尽くさなかった違法があるというのである。

しかし、原判決（一六頁）は、被告人をA1の「ホテル建物」の管理権原者と認定しているところ、その表現において特に九、一〇階のA2事務所及びA2邸の部分を除く旨を明示してはいないが、原判決（五五頁）が本件建物（全体）の使用状況等に関する認定において「九、一〇階には個人として区分所有しているA2事務所及びA2邸があった」と判示していることから見て、原判決は右部分をホテルA1の所有と考えていたものでないことが明らかであり、かつ、原判決の認定するとおり、右部分は、本件建物全体の一小部分であり、また、もとより出火場所でもなかったものであって、原判決が被告人をA1の「ホテル建物」の管理権原者と認定したのは、右部分をも含めた趣旨ではなく、本件建物全体中の大部分を占めるA1の所有部分についてそのように認定したものと解することができる。

以上のとおりであって、原判決には、所論の審理不盡の違法はなく、論旨は理由がない。

三 本件建物の管理権原者としての被告人に義務不履行はない旨の主張

弁護人ら連名の控訴趣意書第一点三（2）の所論は、要するに、被告人が本件建物の管理権原者であるとしても、もともと防火対象物の管理権原者が消防法により防火管理体制確立のために負担している義務の具体的内容は、（ア）政令で定める資格を有する者を防火管理者として選任すること、（イ）この防火管理者をして消防計画の作成、計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防施設の点検、整備等を行わせることであるが、右（イ）の消防計画の作成その他の事項は、直接には防火管理者の義務であって、このことは、消防法が防火管理者の資格を法定し、

防火の専門業務化を求めている趣旨に基づくものであり、従って、管理権原者は、資格を有する者の中からも重要な防火の専門業務の確保、防火設備の保守、防火管理者の権限について定める行為で履行され、監督権を行使し得る場合に限り、本件ではその責任の内容が防火管理者と同程度、あるいはそれ以上と異なる考え方は明らかない。また、所論引用の裁判例は本件と事案を異にし、適切ではない。

第二 弁護人ら連名の控訴趣意書第二点（控訴趣意補充書その三による補充を含む。）について

所論は、要するに、原判決にはホテルの経営自営体を刑法二二一条前段の業務に当るとして違法があるとし、その理由として、刑法二二一条前段の業務の意味につ

いては、人がその社会生活上の地位に基づき、継続して従事するものであるが、被告人のA1の社長という業務自体は他人の生命、身体等に危害を加えるおそれのないものとして、防火管理者にその適格を備え、Gを選任し、防火に関する一般業務、たとえば、消防設備の保守、点検の励行、防火訓練の実施を委ねたことで、防火面における当座の責任を尽くしており、従って、社長である被告人自身が「危険業務」に携わっているものと見ることはできないのに、原判決が特段の説明もなく被告人に業務上過失致死傷罪の成立を認めたとしたのは法令の解釈適用を誤ったものというべきであって、また、実際上も、ホテル火災に業務上過失致死傷罪が適用される場合に社長自身が責任を問われる例は少ないばかりでなく、その少ない例の事案の内容を見れば、社長といっても防火管理者に近い立場にあった者であることが多く、本件被告人のように大きなホテルの社長というだけでその過失が同罪における業務上の過失とされた例はなく、学説でも本件被告人のような立場にあった者について業務上の過失責任を問うべきものとしたものはない旨を主張するものである。

よって考察すると、刑法二二一条前段にいう「業務」には、他人の生命、身体に危害を加えるおそれのある業務ばかりでなく、他人の生命、身体を危険を防止することを義務内容とする業務も含まれると解すべきことは、所論も引用する判例（最高裁昭和六〇年一月二二日第一小法廷決定・刑集三九卷六号三六二頁）の示すところである。

〈要旨第二（イ）〉ところで、ホテルは、多数の人が出入する建築物の一つであってその特徴は、不特定多数の利用客が、自〓要旨第二（イ）〓宅その他普段自己が起

居している場所とは異なった環境下に、提供された客室等にくつろぎ、殊に夜間は寝入ってしまうという点にある。) 、特に火災が発生し、拡大するや、利用客その他出入りする多数の人の生命、身体に重大な被害をもたらす危険性を包蔵するものである。消防法令が、ホテルを防火対象物の一つとして、消防用設備等の設置及び防火管理等について規制している主たる理由も、ここにあり得る。従って、ホテルの、直接防火管理の実務自体には携わらない経営者(会社組織の場合は役員)であっても、ホテル建物についての消防法令による規制に対して責任を負っているなど、その置かれている立場によっては、他人の生命、身体を危険を防止することを義務内容とする業務に従事していると認められる場合があるものといわなければならない。

このようであるところ、原判決(二八五頁)も判示しているとおり、被告人は、A1の代表取締役社長として同ホテルの経営、管理業務を統括する地位にあり、従業員らを指揮監督し、同ホテルの営業自体についてはもとより、営業に伴う宿泊客等の生命、身体を安全確保のために、防火、消防関係を含む本件建物の改修、諸設備の設置及び維持管理並びに従業員の配置、組織及び管理等の業務についても、これを統括掌理する権限及び職責を有していた者であって、これを消防法令について見ると、すでに第一の一において判示したとおり、被告人は、政令で定める防火対象物に属する本件建物について、消防法一七条一項所定の「関係者」として、客室等に消防法令に定める基準に従った消防用設備等を設置する義務を負うとともに(しかも、同法一七条の四所定の「関係者で権原を有する者」であった。)、同法八条一項所定の「管理について権原を有する者」として、防火管理者をして消防計画の作成、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備、防火上必要な構造及び設備の維持管理など防火管理上必要な業務を行わせる義務を負っていた者である。

右のとおりであるから、被告人はまさに他人の生命、身体を危険を防止することを義務内容とする業務に従事していたというを妨げないといわなければならない。所論は、従来、大きなホテルの火災について、防火管理者でなく、またそれに近い立場にもない社長が業務上過失致死傷罪に問われた例はない旨を主張するが、もしそうであるとしても、そのことは、大きなホテルの社長の地位が同罪の一要件である「業務」に常に当たらないからではなく、大きなホテルの社長である者が本件被告人の過失のような重大な過失を犯した事案がなかったことによるものと考えなければならない。

以上のとおりであって、原判決が被告人の地位を刑法二二一条前段にいう「業務」に当たるとした判断の結論は正当であり、論旨は理由がない。

第三 弁護人ら連名の控訴趣意書第三点について

所論は、要するに、弁護人らは、原審において、スプリンクラー設備又は代替防火区画の設置については、A1の前社長に責任がある旨強調したが、原判決(三一九頁)は、これに対し、「前経営者の遡及工事不履行等の点については、被告人Fが本件ホテルの経営を承継後本件火災発生まで既に二年八か月余を経過しているのがあるから、右の点も被告人Fの過失の存否の判断に何らの消長を及ぼすものではない。」と判示して弁護人の主張を排斥しているところ、被告人は、昭和五四年五月A1の社長に就任した後、前社長に比べれば資金調達面などで非常に困難な状況のもとに(なお、原判決一三三頁が、前社長当時の遡及工事の施行が計画の一部にとどまったのは資金不足等のためである旨判示している点は、事実の誤認である。)、前社長よりも短い期間にスプリンクラー設備又は代替防火区画の設置をしなければならず、その努力が実を結びつつある段階で本件火災の発生を見たため、その火災当時の社長というだけで、前社長の責任は全く不問に付されているのに、ひとりスプリンクラー設備又は代替防火区画の設置に過失があるとして刑法二二一条の重い責任を問われるのは、結果責任を問われるに等しく、刑法の責任主義の原則に反する違法な処分であるというのである。

しかしながら、いやしくもホテル経営の任にある者は、その在任時における利用客らの生命、身体、財産の安全を確保するため、その責任において、消防用設備等についても消防法令の定める基準に適合したものを設置すべきことは当然のことであり、もし或る者Hが他の者Iが経営して来たホテルについて全面的にIと交替して経営を引き継ぐ場合、引継ぎの時点においてホテル建物の消防用設備等につき消防法令の定める基準に適合しない箇所が存したとしても、Hは、爾後みずからの責任において消防法令に適合したものを設置すべく努めなければならないものであつて(もしその早急な設置が資金調達上困難であると判断すれば、消防法令違反及び

事故発生の際の責任を避けたいのであれば、経営の移譲など受けるべきではなく、又は設置まで営業を休止すべきである。) 特別な事情がない以上、後日火災により死傷事件が発生したとしても、Iに業務上過失致死傷罪の責任を問うことはできないことであり、まして、HはIの責任を云々して自己の責任を免れることは到底できないことである。この理は、少なくとも、本件のように、経営の承継後火災発生時まで二年八か月もの期間が経過しているときは、一層当然のことといわなければならない。) すなわち、本件において、A1の前社長が起訴されていないのに、被告人が起訴され、処罰されたからといって、何ら刑法に違反するものではなく、原判決の判断は、結論において正当であり、所論は、その余の点について判断するまでもなく失当である。論旨は理由がない。

なお、所論中には、本件火災発生当時、A1のスプリンクラー設備又は代替防火区画の設置の努力が実を結びつつあったと述べる箇所があるが、原審証拠上、右の当時、設置が必要とされていた部分の全部について設置の確たる見込みが立っていたことを、窺わせる証拠はない。

第四 弁護人ら連名の控訴趣意書第四点(控訴趣意補充書その三及びその五による補充を含む。)について

所論は、原判決には被告人が監督者であるということだけで安易に刑法二一条の過失責任を肯定した違法があるといい、大要以下のとおり主張する。すなわち、被告人はA1の社長であり、Gは支配人であったから、両者は監督し、監督される関係にあったことはいうまでもなく、問題は、そのような一般的な関係にある両者が本件火災事故について、相互にどういう位置にあったかである(以下、被告人が本件建物の管理権原者又はそれに準ずる者であることを一応肯定することにして論を進めることにする。)

被告人は、A1の社長であると同時にA4グループの統括者であるから、A1の社長業に専心しているわけには行かず、一方、Gは、A1発足当時からの社員で、社累進して支配人となり、被告人から消防法所定の防火管理者に選任されて本件発生当時に至っている。原判決(一九頁以下)の判示する被告人とGの各注意義務を比較すると、被告人に課されているスプリンクラー設備又は代替防火区画を設置する義務を除いて(これについては、後に主張する。)、内容的にはほとんど変わりはないが、二人のうちどちらに重点を置くかといえば、Gにまず注意義務の履行を求め、足りないところがあれば監督者である被告人がGに注意し、不足する点を補わせ、又は他に補う方法を考えるのが順序であろう。それが監督者の責任の本質である。監督者であれば、被監督者に過失責任を生ずる以上みずからも同じ過失責任を負わなければならないとすれば、結局結果責任を負わせることになり、刑事責任の本質にかかわる問題を生ずる。刑法上の過失致死傷罪においていかなる場合に監督者が過失ありとして同罪の適用を受けることになるべきかを考えると、被監督者の注意義務違反が著しく、このまま放置すれば人の生命、身体に危害の及ぶおそれ具体的に見込まれるような状況となつたのに、その状況を知りながら、又はうっかりして知らないで、監督権を行使しなかつたような場合であろう。本件ではそのままでの事情は証拠上存在を認めるとはできず、そうすれば、被告人に刑法上の過失致死傷罪の責任を問うことはできない。本件火災事故についての刑事上の責任は、被告人よりもGに多く存したと見るのが相当である。原判決は、それを逆に見ているが、結果が大きかったことと、被告人がホテルのトップにあって、しかも一見特異なキャラクターの持ち主であることが逆の見方となつて現われたのであろう。刑法は、そのようなことで責任の重さを決めることを拒否するものであり、原判決は、刑法の基本的考え方に反する違法な判断をしたものである。最近における判例(最高裁昭和六三年一〇月二七日第一小法廷判決・刑集四二巻八号一一〇九頁)

は、塩素ガスの流出事故について、未熟練技術員を指導監督する立場にあった者について一定範囲の監督義務を否定したが、この判例の趣旨は、被告人のGに対する監督関係について一層強く適用されるものである。すなわち、上述のことをいえば、被告人は、Gを防火管理者に選任し、A1の建物の消防用設備の点検等や消防訓練等の防火管理業務を行わせていたものであるが(消防法八条)、防火管理者は法令上の資格を有するものであり、また、Gは、昭和三四年にA1に入社して以来永く総務関係の業務に従事し、被告人が同社の社長に就任する以前の昭和五〇年九月に総務部長となり、消防関係の事務等を担当していた同部営繕課なども指導監督する立場にあったものであるから、被告人は、防火管理業務を順守してくれるものと信頼していたもので、この信頼は当然許されよう。もちろん、被告人として消防署から措置命令や行政指導を受けた場合にはこれに従うべきであり(消防法八

条四項)、防火管理者から必要に応じて指示を求められた場合には指示を与えなければならぬが(消防法施行令四條)、被告人は、消防署から措置命令や行政指導を受けたことも、Gから指示を求められたことも一切なかったものである。以上のとおりであるから、原判決が被告人にGを指揮して消防設備の点検等や消防訓練等の防火管理業務を行う義務を課したことは、監督過失に関する法解釈を誤った違法のものである。所論は、以上のように主張する。

〈要旨第二(ロ)〉しかしながら、原判決の判示する事実によれば、〈要旨第二(ロ)〉

(一) A1の役員構成は、前記第一において述べたとおりであって、昭和五四年一〇月にEが取締役を辞任した後は、会社運営を実質的に担っていたのは、代表取締役社長の被告人と取締役副社長のCだけであった。

(二) A1の運営状況を見ると、被告人の社長就任後はそれ以前と違って被告人のワンマン経営の様相を呈し、すなわち、指揮命令系統を無視して部長を集め、あるいは直接担当者に指示するなどしたため、以前にあった常務会や営業会議等は間もなく立ち消えとなり、予算編成も行われず、支出を必要とする都度稟議を上げるという場当たり的なものとなった。その稟議も、以前は一〇万円以上の費用を伴うものなどについて必要とされ、また、ほとんどそのまま承認されていたが、被告人は、一〇万円以上の支出を要するものについてすべて社長である被告人の決裁を要求した上、支出を極端に削減したため、日常の食料品の仕入れなどの支払いさえ支障を来たすようになり、消防設備の保守、点検にも差し支えるほどで、Gからは、副社長Cの了解を取り付けて、被告人の決裁なしに何とか日常的な費用の処理や所要の支出等を賄う有様であった。

(三) 被告人は、A1の合理化対策の一環として大幅な人員削減を目論み、労働組合に対し強硬な姿勢で臨んだために労使紛争も絶えず、さらに極端な配置転換や懲戒処分等を頻りに行ったりしたために嫌気のさした従業員が次々と退職するなるとして(Gも昭和五六年六月に退職を申し出たが、被告人の反対で取り止めになった経緯がある。)、被告人の社長就任時にパートタイマーを含めて約四一〇名いた従業員(そのうち正規の従業員約三二〇名)が本件火災当時は一八〇名足らず(そのうち正規の従業員一三四名)にまで激減し、都心の主要なホテルに比してかなり少ない状況になっていた上に、従業員らの仕事に対する意欲も、仕事量の急激な増加、給料の遅配等から来る不安などのために、著しく減退している状態であった。

(四) 本件建物は、敷地面積約八七五二平方メートル、鉄骨、鉄筋コンクリート造り陸屋根、地下二階、地上一〇階、塔屋四階建(延床面積約四万五八七六平方メートル)、客室約四二〇室、宿泊定員約七八二名を擁する建物であるが、その内部の天井、壁面の大部分にはベニヤ板に可燃性クロスを貼り、大半の客室等の出入口扉には木製のものを用い、客室壁面、パイプシャフトスペースなどの随所に間隙があるなど、一旦出火すれば火煙が伝走、拡大し易い状態であり、主として客室、貸事務所として利用されていた四階以上の部分は中央ホールを中心として約一〇〇度の角度で棟が三方向に延び、その各棟がさらに同様のY字三差型となっている複雑な構造である上に、五、六、八ないし一〇階にはスプリンクラー設備又はこれに代わる防火区画(後記(五)参照)は全く設置されていないなど、建物内から火災が発生した場合には、火煙が急速に建物内を伝走して火災が拡大し、適切な通報、避難誘導等を欠けば、多数の宿泊客らを安全に避難させることが困難な状態となつてその生命、身体に危険を及ぼすおそれがあることが十分に予見された。

(五) 本件建物(昭和三五年ホテル営業開始)は、多数の収容人員を有する大規模な高層ホテルであるために、消防法令上、従前から、政令で定める防火対象物として、その関係者(消防法一七条一項)は、消防用設備等を設置、維持する義務が課されていたところ、その消防用設備等のうち屋内消火栓、消火器、自動火災報知設備、避難はしご等の避難用設備等は、おおむね消防法令に合致して設置されていた。しかし、昭和四九年に消防法の一部が改正された結果、スプリンクラー設備、屋内消火栓の非常電源等の設置が新たに義務づけられた上、既存建物のホテル等についても、昭和五四年四月一日からこの設置義務の規定が遡及して適用されることになり(以下、「遡及工事」というときは、この遡及適用に基づく設置工事を指す。)、本件建物についても、地下二階電気室等を除くほぼ全館にスプリンクラー設備等を昭和五四年三月末日までに設置しなければならなかったが、スプリンクラー設備設置義務の規定は、これに代わる一定の防火区画(以下、「代替防火区画」又は「防火区画」という。)を設けることによって適用を免れることになっていた。しかし、その実施状況は、被告人のA1社長就任前は、一階ないし三階の一

部並びに地下階にスプリンクラー設備を、一階ないし三階の残部並びに四階以上に代替防火区画を設置する方針がとられたものの、四、七階に代替防火区画が設置され、また、スプリンクラー設置作業が一部着手されたにとどまっておられ、社長就任後も、消防当局の度重なる指導にもかかわらず、本件火災時に至るまで、スプリンクラー設置作業が一部進んだだけで、五、六、八ないし一〇階には代替防火区画が未だ全く設置されていなかった（被告人は、消防法令上遡及工事を必要とすることを十分承知していながらこれを怠っていた）というものであった。

というのであり、原審証拠によれば、以上の認定は正当である。

さらに、関係証拠によれば、本件建物に関しては、消防用設備等ばかりでなく、防火管理についても、消防当局による立入検査の都度、被告人宛ての「立入検査結果通知書」をもって数多くの問題点が指摘され、改善方を指導されて、被告人は数多くの問題点のあることを十分認識していたことは後記第六において判示する所である。

そして、以上のような本件の特異な事実関係のもとにおいては、被告人として、Gを防火管理者に選任し、同人に防火管理業務を行わせることにした以上、消防署から被告人本人に面接するなどして直々に命令や指導があり、あるいはGから改まって指示を求めて来るというようなことがない限り、防火管理業務の監督義務の履行に特に欠けるところはないなどとは、到底いうことができない。すなわち、本件建物自体消防上甚だ大きな問題点を含むものであるのに、一部を除いて法令上必要なスプリンクラー設備又は代替防火区画の設置さえ行われず、従って、消防対策上防火管理業務が極めて重要性を増している状況にあるばかりでなく、被告人は、社長就任以来、営利のために支出を強く抑制する経営方針をとり、従業員の大規模な人員削減や配置転換を行ったが、これらはいずれも防火管理の方面に悪影響を及ぼすおそれのあることであり、しかも、現に消防当局の立入検査の都度数多くの防火管理上の問題点が指摘され、被告人は、そのような問題点のあることを十分に認識していたのであるから、本件建物の管理権原者として、消防署から直々に口頭で命令や指導を受け、あるいはGから改まって指示を求められなくても、平素から防火管理業務の実施状況の把握に努め、その早急な改善を期して、防火管理者のGを厳しく指揮監督すべきことは、当然のことであるといわなければならないのである。

所論は、被告人のGに対する監督義務には不履行はなかった旨縷々主張するが、それは、畢竟、右のような本件の特異な事実関係を捨象して、このような特異な事象のない会社等の組織における監督者と被監督者、あるいは管理権原者と防火管理者との関係の一般論をもって本件を律しようとするものであつて、本件に適用し得ない論というほかはなく、なお、被告人はA4グループの統括者であるからA1の社長業に専心しているわけには行かないとの論のごときは、少なくとも右に摘示した本件の事実関係のもとにおいては、到底被告人の責任を免れさせる理由とすことはできず、また、監督者は、被監督者の注意義務違反が著しく、そのまま放置すれば人の生命、身体に危害の及ぶおそれが具体的に予見されるような状況となつたのに監督権を行使しなかった場合に初めて過失致死傷罪の責任を負うと解すべきであり、本件においてはそのような状況はなかつたとの論のごときも、独自の見解であつて採るを得ないばかりでなく、かりに所論の見解に沿つた見地に立つとして、右に摘示した本件事実関係のもとにおいては、被告人として監督権を行使すべきであつたと見ることが出来るものである。その他所論が援用する判例、裁判例、学説はいずれも本件と事案を異にし、適切ではない。論旨は理由がない。

なお、所論中には、原判決が被告人に代替防火区画設置の注意義務を課した点を誤りであるとする箇所もあるが、これについては、後記第九において判断を示すことにする。

第五 弁護人ら連名の控訴趣意書第五点について

一 総説

所論は、要するに、原判決には、被告人の過失責任認定の前提となる遡及工事实施の資力につき事実の誤認があり、当時A1にはそのような工事を行う資力上の余裕はなかつたというのである。

よつて検討すると、原判決（一九頁）は、被告人の本件注意義務の一つとして、本件建物につき、消防法令上の設置基準に従い、スプリンクラー設備又は代替防火区画（客室階では、廊下を四〇〇平方メートル区画、客室等の部分を一〇〇平方メートル区画とするもの）を設置すべきであつたと認定し（いわゆる遡及工事。原判決一一三頁参照）、補足説明（一六〇頁）として、

「1」 被告人の昭和五七年一二月五日付検察官調書（I一・九八冊一七〇九六丁）（「検察官調書」とは、検察官作成の供述調書をいい、「I一」とは、原審証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号をいう。以下、同様である。）

「2」 B2の昭和五七年一二月二日付検察官調書（H七八四・七七冊一四〇八〇丁）（「H七八四」とは、原審証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号をいう。以下、同様である。）

「3」 B3の昭和五七年一二月二日付及び同月八日付各検察官調書（H七八五・七七冊一四〇九八丁、H八三五・七九冊一四七九五丁）

「4」 B4の昭和五七年一二月八日付（二通）、同年十一月二三日付及び同年一二月三日付各検察官調書（計四通。H七八九・七七冊一四一八六丁、H七九〇・同冊一四二一〇丁、H八〇九・七八冊一四五〇八丁、H八一〇・同冊一四五一八丁）

「5」 B5の昭和五七年一二月二日付検察官調書（H七九三・七七冊一四二四三丁）

「6」 B6の昭和五七年一二月七日付検察官調書（H八〇八・七八冊一四四九四丁）

「7」 B7の昭和五七年十一月一日付検察官調書（H八三三・七九冊一四七八一丁）

「8」 B8の昭和五七年十一月八日付司法警察員調書（H八〇一・七八冊一四三九三丁）（「司法警察員調書」とは、司法警察員作成の供述調書をいう。以下同じ。）

「9」 B9の昭和五七年十一月一日付司法警察員調書（H八〇二・七八冊一四四一四丁）

「10」 B10の昭和五七年十一月四日付司法警察員調書（H八〇三・七八冊一四四二七丁）

「11」 B11の昭和五七年十一月一〇日付司法警察員調書一H八〇四・七八冊（四四四三丁）

「12」 司法警察員作成の昭和五七年十一月一日付捜査報告書一H七九六・七八冊（四三四二丁）

「13」 司法警察員作成の昭和五七年十一月三日付「道路拡幅計画に関する照会結果について」と題する書面（捜査報告書）（H七九七・七八冊一四三五七丁）

等の証拠により、その工事の資金には、A4株式会社（以下、「A4」という。）からの長期借入金、東京都の買収予定地（A1玄関前の土地）を東京都へ売却した場合に取得する代金、A1の敷地中の私道部分の売却代金を充てることができた旨を判示しているところ、原判決の掲げる右各証拠その他の関係証拠によれば、原判決の右判断は、正当としてこれを是認することができる。

なお、所論中には、「原判決は防火区画設置費用もあいまいにしたまま」その設置が経済上可能であったように論じているとする点があるが、原判決（一六〇頁）は、いわゆるJ案（原判決一三二頁）に従った遡及工事（一部施工後の残工事）の見積額を約五億円と認定しているから、費用が曖昧であるとの批難は当たらない。

二 ホテル経営者としての遡及工実施義務の重要性

所論は、論旨の総括として、「もっとも、被告人の統括するA4グループの資力、被告人個人の資産を結集し、他の諸事業を犠牲にして消防用設備に力を注げば、スプリンクラー設備ないし代替防火区画の設置ぐらいはできたかも知れない。しかし、企業の経営者は、仕事全体の中から重点項目を定め、その重要度に応じて経費を配分し、企業全体がその生命力を維持し得るよう配慮するのが任務であるから、企業の生命力が絶えてもかまわず消防に力を入れるということとはできない。火災により多数の犠牲者の出た現在から見ればもっと防火に重点を置くべきであったといえども、それは結果論であって、企業経営者の経営過程の中でそう考えることは不可能を強いるものである。被告人にスプリンクラー設備または代替防火区画の不設置または一部設置にとどまる不都合があっても、そしてそれが無理をすれば完全設置が可能であったとしてもその無理がどの程度のものであったかについて、経営と防火という調整困難な問題に十分配慮を加えた上結論を導かねばならないもの」と考える。原判決にはそのような配慮をしなかった誤りがある。」と主張する。所論は、畢竟、ホテル企業の経営者といえども、企業の生命力が絶えないようにこれを維持するために必要とあれば、消防法令上必要な消防用設備等の設置を後回しにすることもやむを得ないと考えるものと解せられる。

思うに、被告人の遡及工事实施の義務を検討するにあたって、所論が右のような考え方に立脚するのは基本的に誤りであるといわざるを得ないので、きず、この義務の重要性の点から考察することにする。

所論の考え方を誤りとする理由は、以下のとおりである。

(1) まず、ホテル建物について、消防法令上の基準に従った消防用設備等を設置すべきことは、ホテル経営者にとって、宿泊客の安全確保のため、他の事項に優先して配慮しなければならない事柄であり、消防法上の義務でもあるのである(消防法一七条一項)。殊に本件建物は、原判決(一七頁)の認定するように、「内部の天井、壁面の大部分にはベニヤ板に可燃性クロスを貼り、大半の客室等の出入口扉には木製のものを用い、客室壁面、パイプシャフトスペースなどの随所に間隙があるなど、いったん出火すれば火煙が伝走、拡大し易い状態であり、その上、「四階以上の部分は、中央ホールを中心として約一〇〇度の角度で三方向に棟が延び、その各棟が更に同様のY字三差型となつていて複雑な構造である」というのであるから、右の配慮の必要性は一層切実であつたはずである。無論、所論も、ホテルにおける消防用設備工事の重要性を無、下に軽視するものではないであらうが、所論がホテル企業の生命力が絶えないようにこれを維持するためには必要とあれば消防用設備工事を後回しにしてもよいとする点には、ホテル経営上の宿泊客の安全確保に対する配慮と消防法令に対する尊重とに欠けるものといわなければならない(所論の論理に従えば、消防当局の昭和五六年九月一日付スプリンクラー設置命令の効力はどうか。A1において、本件火災後本件建物を修繕、復元しさえすれば、スプリンクラー設備又は代替防火区画を設置しなくとも、それが会社の生命力を維持するために工事資金上やむを得ないことであれば、営業を再開して妨げないということにならないであろうか。)

しかも、本件A1は、東京都心部の著名なホテルであるから、これに宿泊を申し込む客は、当然このホテルが消防法令上の基準に合致した消防用設備を備えていたものと信頼しているものであり、従つて、少なくともスプリンクラー設備又は代替防火区画等の基本的な消防用設備を備えないままに客を募ることは、客を欺くに等しいといわれても仕方がないといわなければならない(本件火災当夜本件ホテルに宿泊して脱出し得た客の一人は、「人の命を預かるホテルとして、スプリンクラーも備えず、従業員に誘導させる指導もしないというのは、ビジネススマンとしても人間としても許せん。」と述べている。B12の検察官調書・H四四九・六七冊一〇二四二丁)。

また、他の一人は、火災当時ホテル側から何らの通報、誘導もなかったことを述べたのち、「スプリンクラーがないことに気付いていたか」という質問ですが、今時どこのホテルでもスプリンクラーはあるものだと思つており、全く気にしませんでした。」と述べている。B13の検察官調書・H五二三・六九冊一四三丁)。

もし消防用設備に不備のあるホテルについて、所要の設備工事に費用を支出すると、経営が圧迫され、経営の継続ができなくなるといふ場合があるとしても、消防用設備に不備のあることを知らない利用客が保護されるためにも、ホテルの経営者は、少なくとも基本的な設備について工事資金の調達ができない以上は経営を断念すべきであり、又は資金の調達ができて設備工事が終了するまでは営業を休止すべきであるとするのが、道理というものであろう(もつとも、このようにいうことは、消防当局の措置に対して経営者に不服がある場合、その不服申立の権利を無視するものではない。ただ、不服の申立自体は、火災事故に基づく責任を免れさせるものではないことも明らかである。)

(2) また、右の理は、当時A1が多額の負債を抱えていて、その利息金の支払いや元金の返済、営業上の資金繰りに追われる状況にあつたとしても、変わるものではない。けだし、このような状況は、不可抗力的に突然に生じたものではなく、原判決(五頁)も認定しているように、被告人は、昭和四年三月、A1の財政状態をも考慮の上、同ホテルの当時の大株主であるA5株式会社(以下、「A5」という。)と契約を結び、同会社から同ホテルの株式を取得し、同年五月にその経営者となつたものであるところ、宿泊客等の安全確保に特に配慮を要するホテルの経営者となるについては、事前に建物を点検し、消防法令との関係を調査し、遡及工事のような消防用設備工事が必要かどうか、必要な幾許の費用を要するか等を検討した上、もし工事が必要であるならば、当然、その費用の金額を折り込んでホテルの買収価格(右契約における株式取得価格をいう。以下同じ。)を決定する等の措置をとるべきものであつたからである。

なお、被告人が、A1の買収に際して右のような措置をとつた形跡は窺われず

(当時の経理関係者B4も、原審第二七回公判において、事前に右調査をしなかったと証言している。一〇八冊二三一七丁。原審において公判調書中の供述記載が証拠とされている場合も、当該公判における供述として引用する。以下同じ。)、また、被告人自身、原審公判廷で「もし社長就任時に遡及工事の必要性を知っていたならば、A5に対し買収価格を値引きさせていた」旨を供述しているものの(第四〇回公判・一一一冊三三六二丁、第四二回公判・同冊三五三二丁)、実際には、遡及工事の必要性を知った時期以後において、遡及工事实施のためにその工事費相当額の返還をA5に要求した形跡も窺われない。

ちなみに、被告人は、原審公判廷において、A1の建物についての遡及工事の必要性を知ったのは、同社の社長になった昭和五四年五月よりも「大分後だったと思う」旨供述しているが(第四四回公判供述・一一二冊三五九二丁)、原審証拠上、被告人が右必要性を知った時期は、右供述とは異なり、遅くとも、原判決(一五四頁)の判示する、同年四月二五日A1の労働組合員らと会見した時、ないし同年五月二八日社長就任後にA1館内を巡視した時と認められる(原審証人A2B14の供述・一〇五冊一四一七丁その他の、被告人が買収前から防火設備の不備ないし遡及工事の必要性を知っていたことを窺わせる証拠もあるが、遅くとも、右のとおり認められる。)

いずれにしても、被告人がA1を買収して社長になった後になって、資金のないことを理由に遡及工事の不実施(遷延を含む。)を正当化できないことは明らかである。

(3) 以上(1)及び(2)で述べた理の一斑は、被告人自身も理解していたと認められる。すなわち、被告人は、昭和五七年一二月九日付検察官調書(I七)中で、「私は、すでにA6やA7を経営していたから、ホテルには防災設備を完備しなければならないことはよくわかっていた」旨を供述し(九八冊一七〇六四丁)、昭和五七年一二月二八日付検察官調書(I三)中で、「私は、スプリングラ一とか防火区画という消防設備がA1に備え(られ)なければ、万一火が出た時に火事が大きくなって、大勢のお客様の命にもかかわる重大なことになるということには社長に就任した当時からよく分かっておりました。ホテルを経営する最高責任者の立場にあった私が、お客様に安全に泊まっていただくためにも防災設備については効果的な消火設備を設けるなどしておくべきことは、当然だったのです」、「本気で防災の工事をやろうとすれば、何とかやり遂げる位の金を作ることができたのではないかと思います。頭の中では防災工事が必要だと分かっていたが、まさかうちのホテルに限ってという気持が工事を延び延びにさせてしま」ったと供述し(九八冊一七〇二四丁・一七〇二九丁)、また、昭和五七年一二月四日付検察官調書(I四)中で、「自分の腹の中に消防の強引なやり方がどうも気に入らなかったのと、まさかA1で火事が現実には起きるとは思わなかったこともあって、ついお客様の安全を軽く考え、また資金繰りに追われて意識が防災工事や消防設備の点検修理、あるいは従業員に対する避難訓練等から遠ざかってしまったのが実情です。ホテルは、何よりもお客様の安全を守ることが第一なのに、そこまで意識が回らなかったわけで、今回の火災で多数の死傷者を出したことについて大変申し訳ないと思っています」と供述している(九八冊一七〇四六丁)ものである。

なお、被告人は、原審公判廷における供述の中で、被告人の検察官調書中の不利益供述について、その任意性、信用性を否定する趣旨のことを述べているが(たとえば、第四二回公判供述・一一一冊三五〇六丁以下)、被告人の検察官調書は、すべて原審において証拠とすることの同意があつて取り調べられたものであり、その調書中の不利益供述につき、被告人の右公判供述に沿うような証拠は、原審証拠上他に認められず、また、各供述調書の記載内容も、不自然なところもなく、被告人に有利な供述も記載されていることや、他の関係証拠にも照らして、不利益供述部分の任意性、信用性に特に疑いを挟むことはできない。

以上のとおり、所論の考え方は誤りであり、被告人は、本件建物の「関係者」(消防法一七条一項)として、遡及工事の実施のために、手持ちの資金を他に優先してこれに充て、又は早急にその資金の調達を図らなければならなかったものであつて、以下において所論を検討するにあつても、このような見地から考察しなければならない。

三 A4からの長期借入金の繰上げ返済

原判決(一六一頁)は、「A1は、A5への合計約四八億円の債務返済資金として、A4から、昭和五四年三月三十一日、約九億九〇〇〇万円を、利息年八分、昭和五四年六月から昭和六二年八月までの九九回の分割払い(毎月約一〇〇〇万円宛)

の約定で借入れていたが、株式取得によって同ホテルの実質的な経営者となった被告人Fは、昭和五四年四月四日に同ホテルの売上金等から二億円をA4に繰上げ返済させたほか、社長就任後には、一方では同年六月に同ホテルの諸支払を一時停止し、同年七月に銀行から約一億五〇〇〇万円、同年九月二六日には生命保険会社から四億円（利息年八分五厘）の借入れをさせるなどしながら、B3経理部次長らの反対を押し切って、同年末までに、前記元金残額全部をA4に繰上げ返済した（その内訳は、同年六月一三日約二億四〇〇〇万円、同年八月一日二〇〇〇万円、同年九月二七日二億八〇〇〇万円、同年十一月二九日六〇〇〇万円、同年十二月三十一日一億九〇〇〇万円）。なお、右繰上げ返済の理由について、被告人Fは、B3次長に対して、親会社依存の体質を絶ち切る必要があると当時述べていただけであり、右返済金もその大半は、A4で格別緊急に処理する必要性の認められないものに用いられていた。」と認定しているところ、所論は、これを論難するものである。

(1) 早期返済の約定の点について

所論は、A1のA4からの長期借入金九億八九〇〇万円（原判決が「約九億九〇〇〇万円」と表示しているもの）について、「これは、A1の前経営者の契約書上は金融機関からの借入と同様な長期借入れの形にしてほしいという要望からそうなったのであって、当事者間では、資金繰りがつけば早急に返済するということが考えられていたものである。」と主張する。

よって検討すると、ここでの問題は、当時A4の経営者であって、株式取得によりA1の実質的な経営者にもなった被告人の単なる腹づもり（A1経理部次長B3は、前記検察官調書中において、「F社長は、契約書上は昭和六二年までの割賦返済を条件に（A4からA1に）貸付を行っているが、初めから（A4への）短期返済をもくろんでいたのではないかと、昭和五四年当時思っていた」旨を供述している。七七冊一四一〇四丁）ではなく、右借入金の契約当時、A1が、A4に対し、契約書上の長期返済の約定にもかかわらず、「資金繰りがつけば早急に返済する」旨の、契約書外の法的拘束力を受ける約定が締結されていたかどうかである。

しかし、原判決の掲げる前記B2の昭和五七年一月二日付検察官調書、B3の同年十一月二九日付検察官調書、B4の同年一月二日付検察官調書二通、B5の同年一月二日付検察官調書、並びに、B5の同年一月三〇日付及び同年一月九日付各検察官調書（H七九二・七七冊一四二三五丁、H七九四・同冊一四二七七丁）によれば、これらの供述者らは、いずれもA1ないしA4グループ各社の経理事務担当者であるが、上記のような契約外の約定のあったことを全く供述していないのみならず、繰上げ返済が被告人の強い意思に基づいたものであり、その際、被告人は、繰上げ返済の理由として、B3らに対し、強く、原判決のように「親会社依存の体質を断ち切る必要がある」旨を述べていたことが認められる。さらに、被告人自身も、昭和五七年一月二八日付検察官調書（I三・九八冊一七〇一二丁）において、この借入金について「これも、どうしてもスプリンクラーや防火区画の工事をやる費用が必要だったとすれば、全額といわないまでも三億円か四億円程度は暫く返済を延期して工事費用の方に回すことができたものと思います」と供述しているものである（I六・同年一月二日付検察官調書・九八冊一七〇五二丁の中にも同旨の供述がある。被告人は、原審第四六回公判において、これらの供述は検察官の誘導によるものであると述べているが（一一二冊三六八一丁）、これらの供述調書の記載内容は不自然なところもなく、被告人に有利なことも書かれているなど、その任意性、信用性に特に疑いを挟むことはできない。）。

以上のとおりであって、所論の早期返済の約定があったことを認めることはできない。

(2) 返済された金員の使途

所論は、原判決が、A1のA4に対する「返済金もその大半は、A4で格別緊急に処理を要する必要性の認められないものに用いられていた」と判示したのは、原審の独断であり、A4、A8、A9、A10の「借入金と利息及び経費支払にあてられているのであって、返済後一部についてその支払いをのばして株式の売買に使用したものもあったが殆どはそのまま緊急の必要性ある支払いに充当されている」と主張する。

しかし、右(1)において掲げた関係各証拠を総合して考察すれば、原判決の右判示は、これを是認することができるころである。

もっとも、B5の前記昭和五七年一月九日付検察官調書によれば、「A4が繰上げ返済を受けた金員は、関係各社勘定を使ってA4グループ各社に流れて行った。各社は、支払利息や保険料といった経費の支払いに充てたり、借入金の返済に

充てるほか、株式の購入代金などにも使っていた」というのであるところ、各社に
おける経費の支払いや借入金などの返済などはそれぞれが必要であつても、
から、その必要性の「緊急」を要する程度については、観点により見方を異にする
ものもあり得よう。しかし、前項二において述べた被告人A1の経営者として
遡及工事実施義務の重要性から考えれば、A1の売上金その他の資産を充てて
遡及工事を実施するということをはほとんどしよともせず、A4からの借入金
期の割賦返済の約定となつていながらもかかわらず、A1の右資産をあえて一途に
4に対する早期返済に充てたことに、遡及工事実施よりもさらに必要度の高い
性があつたとは、証拠上これを認め得ないところである。

(3) B3経理部次長の反対の点

所論は、原判決に「B3経理部次長らの反対を押し切って(中略)繰上げ返済し
た」とある点について、B3が異議を述べたのは昭和五四年八月一日の二〇〇〇万
円の返済についてだけであると主張する。しかし、前記B3の昭和五七年一月二
九日付検察官調書によれば、B3が被告人に対し反対の意見を述べたは、右二〇〇
〇万円の返済だけでなかつたことが認められる(七七冊一四一〇九丁参照)。

四 東京都の買収予定地に関する対応

原判決(一六三頁)は、「A1正面の道路(外堀通り)に面した玄関前の土地
は、東京都における同道路の拡幅計画の収用対象土地とされ、その買収金を遡及工
事資金に充てるべく、その買取請求書を都に提出済であつたところ、昭和五四年七
月その評価価格として総額約七億七〇〇〇万円が呈示されたが、A1としては、右
買収に依して着工に至れば、正面前の車寄庇の撤去を要し、駐車場の減少(約二五
台分)は生じるものの、それ以外に営業上格別の支障はなく、契約の約一月後に約
七億七〇〇〇万円が都から支払われるものとされてい(ただし、A11銀行、A
12銀行の抵当権設定があるため、入手額は各抵当権者との話合の結果によ
る)。ところが、被告人Fは、右評定価格の倍近い価格を主張し、あるいはA13
高校の土地を代替地として要求するなどして買収に依しようせず、その後、同
年八月ころからは、B3経理部次長に、遡及工事資金等の調達のために、右買収に
積極的に依るよう進言されるなどしたものの、東京都に対して右土地売却につい
て何らの働きかけも行わなかつた。なお、当時右土地と同様に買収の対象とされ
A14前の土地等については、A15株式会社をはじめとする各土地所有者が各評
定価格による買収に依り、順調に買収計画は進行していた。」と認定している
ところ、所論は、これを論難するものである。

(1) 東京都の買収の意図について

所論は、昭和五四年七月東京都の担当吏員B8及び同B9が被告人のもとを訪
れ、土地の評定価格約七億七〇〇〇万円を呈示したが、被告人はその価格による買
収に依らず、話合いはわずか二〇分で終わり、それ以来都からは交渉は一切なく、
土地収用手続きも行われなかつたことから見て、都が真に本件土地を買収しよう
たのかどうか疑問である旨を主張する。しかし、原判決の掲げる前記B8及びB9
の各司法警察員調書によれば、東京都では、評定価格による買収を拒否し、倍近い
買収額や代替地を要求する被告人の強硬な態度から話にならないとして、しばらく
冷却期間を置くことにしてA1との交渉を中断したまま日時が経過してしまつたも
のであつて、もとより買収の意図がなかつたとか、これがなくなつたとかい
ではなかつたことが明らかである。

(2) 買収によりA1の営業の受ける影響及び買収金額中遡及工事に充て得る

額について所論は、(ア)買収計画の対象となつている土地は、A1前正面の土地
であり、買収されると玄関前に自動車の駐車も不可能になり、人の出入りも不自由
になつて、ホテル営業上極めて決定的打撃を受けることとなるもので、これは一流
ホテルといわれるものはほとんど玄関前に広い土地を持って車寄せ及び前庭として
いることによつても明らかなことであり、原判決が「A1としては、右買収に依り
て着工に至れば、正面前の車寄庇の撤去を要し、駐車場の減少(約二五台分)は生
じるものの、それ以外に営業上格別の支障はな」と判示しているのは甚だしい認
識不足である旨主張し、また、(イ)この土地は、ホテルA1の生命保険会社等の
金融機関からの借入金について保証をしたA12銀行やA11銀行の担保に入つて
いたものであつて、東京都から支払われる買収金額がそのままA1に入るものでは
なく、要するに、この買収金を遡及工事費に充てるなどということは、当時として
は考えられなかつたものである旨主張する。

しかし、(ア)の主張について検討すると、原判決の掲げる前記司法警察員作成
の昭和五七年一月一日付捜査報告書、B8及びB9の各司法警察員調書、並び

に、Gの昭和五七年一二月六日付検察官調書（I二六・九八冊一七三一四丁）等によれば、A1が買収に依りて着工に至っても、所論のようにホテルの営業が決定的な打撃を受けるものとは認められず、この点の原判示に誤りがあるということではでない（現に、被告人の前任のA2社長時代にはA1の方から金策上都市に対して早急の買収方を求めているばかりでなく、被告人自身も、都の吏員B8及びB9と会った時、買収金額が少ない等の理由で都の申入れを拒否したものであつて、買収自体が営業に大きな影響を来たすとの理由で買収自体を拒否したのではない。）。また、（イ）の主張について検討すると、買収計画の対象となつてゐる土地が金融機関に対する担保に供されてゐたとしても、東京都から支払われ買収金についで、遡及工事に必要な額をA1において取得するか、幾分かは担保権者が取得することになるか等のことは、担保権者との話し合いによることである（A1の経営者である被告人としては、遡及工事が消防法令上必要な工事であることを説いて極力担保権者の協力を求めるべきものである。）、所論のように、この土地が他に担保に供されてゐることから遡及工事費に充てることは考えられなかつたといふことはできず、また、そのようなことを窺わせる証拠もない。

（3）その他

所論中には、原判決（一三五頁）がA1が昭和五四年三月二八日に麹町消防署長に提出した「消防法遡及改修工事の継続工事願ひ」について「当時資金予定としては、外堀通り側敷地の一部が東京都の道路用地として（中略）買収が見込まれてゐたため、その買収金を充てるものとしていた。」と判示している点に関して、この「土地売却金が遡及工事資金予定に見込まれてゐたとする原審の事実認定は極めて疑問である。」と主張するところがある。

しかし、Gの昭和五七年一二月三日付及び同月六日付各検察官調書（I二四・九八冊一七二六四丁、I二六・同冊一七三一四丁）並びに前記B8の司法警察員調書によれば、原判決の右判示に誤りがあるとは認められない。

以上のとおりであつて、東京都による買収に依りて取得する代金を遡及工事に充て得たとする原判決の判断には、取得金のうち担保権者の取得額、租税に充てられるべき額を除くことはあつたにしても、誤りはないといわなければならない。

五 私道部分の売却代金

原判決（一六五頁）は、「昭和五六年四月三〇日、A1は、その敷地のA16ビルと隣接する私道部分（二〇九・五五平方メートル）を同ビル所有者のA17株式会社へ五億五〇〇〇万円で売却しておきながら、被告人Fは、三億五〇〇〇万円で売却したとして、同額のみを同ホテルに入金し、残り二億円は、同年四月三〇日自己の個人名義の銀行口座に入金したうえ、その大半をA4の支払等に充ててしまつた（ただし、約二二五〇万円は本件火災後、その被害関係者への支払に充てられ、約四七〇〇万円は用途不明となつてゐる。）」と認定しているところ、所論は、これについて、売却金五億五〇〇〇万円を遡及工事費に充て得たはずであるとする原判決の判断を論難するものである。

しかしながら、B4の昭和五七年一二月三日付及び同年一二月三日付各検察官調書（H八〇九・七八冊一四五〇八丁、H八一〇・同冊一四五一八丁）、司法警察員及び司法巡査共同作成の昭和五七年九月二七日付、同年一〇月一日付及び同月五日付各捜査報告書（H八一〇・七八冊一四五二二丁、H八一七・同冊一四五八一丁、H八一八・同冊一四六〇一丁）、B15の昭和五七年一〇月二八日付検察官調書（H八一九・七八冊一四六二〇丁）、B16の検察官調書二通（H八二〇・七八冊一四六三二丁、H八二一・同冊一四六六一丁）、B17の検察官調書二通（H八二四・七九冊一四六七三丁、H八二五・同冊一四六九〇丁）、玉谷守の検察官調書（H八二六・七九冊一四六九四丁）、B18の検察官調書二通（H八二七・七九冊一四七〇四丁、H八二八・同冊一四七一七丁）、B19の検察官調書（H八二九・七九冊一四七二七丁）、B20の検察官調書（H八三〇・七九冊一四七四五丁）、B21の検察官調書（H八三一・七九冊一四七六四丁）、B22の検察官調書（H八三二・七九冊一四七七五丁）、B7の昭和五七年一二月一日付検察官調書（H八三三・七九冊一四七八一丁）、B24の昭和五七年一二月二七日付検察官調書（H八三六・七九冊一四八〇五丁）、B5の昭和五七年一二月一日付検察官調書（H八三八・七九冊一四八二二丁）、被告人の昭和五七年一二月八日付及び同月九日付（二通）各検察官調書（I一三・九八冊一七一二一丁、I一四・同冊一七一三一丁、I一五・同冊一七一三七丁）によれば、原判決の右認定及び右私道部分の売却代金を遡及工事に充て得たとする原判決の判断は、これを是認することができるものである。

すなわち、これらの証拠によれば、この売買代金のうち被告人が昭和五六年四月三〇日に受領した二億円は、被告人においてこれをA1に入金せず、A1とは関係のない用途に支出してしまったものであり、また、同年五月一五日に受領した三億五〇〇〇万円はA1に入金され、同社の用途に支出されたものであるが、遡及工事の前述のような重要性、要急性にかんがみれば、右二億円も三億五〇〇〇万円も当然他に優先して同工事に充てられるべきものであり、また、これに充てることを妨げる事情もなかったことが認められるのである（なお、所論は、昭和五六年四月三〇日受領の二億円のうち、被告人がB16に交付した八二五〇万円は売買の仲介者である同人から要求された仲介料である旨主張するが、右に掲げたB16の検察官調書二通及び被告人の昭和五七年一月二日付検察官調書によれば、右八二五〇万円は売買仲介料ではなく、B16から要求のあったものではあるが、B16への交付の趣旨は、それ以前に被告人がB16の世話になっていることへの謝礼であって、B16は別に買主側から仲介料として五〇〇〇万円を受領していることが認められる。）。

右のとおりであって、右五億五〇〇〇万円は、そのうち租税に充てられるべき額を除くことはあったとしても、これを遡及工事に充て得たとする原判決の判断に誤りはないといわなければならない。

論旨は理由がない。

第六 弁護人ら連名の控訴趣意書第六点について

所論は、要するに、原判決（一九頁）が、被告人にGを指揮して消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練、防火戸等の防火用、消防用設備等の点検、維持管理等を行わせる注意義務があったのにこれを怠った過失を認めたことを争い、原判決（二九一頁）が、右過失の前提として、弁護人の主張に対する判断中において、被告人は、A1の社長に就任して以降「部下職員の説明や進言、消防当局の指導等によって、同ホテル建物の欠陥や従業員に対する消防訓練の不実施等の防火管理上の問題点も十分認識していたものと認められる」と判示している点について、被告人にはこのような認識はなかった旨事実の誤認を主張するものである。

しかし、原審証拠を調査すると、

「1」 Gの昭和五七年一月二日付検察官調書（I三一・一〇〇冊一七七一二丁）、

「2」 Gの原審第四九回及び第五一回各公判における供述（一一三冊三九二五丁、一一四冊四一二四丁）、

「3」 Cの昭和五七年一月二日付検察官調書（H七三〇・七三冊一二七七三丁）、

「4」 Kの昭和五七年一月二日付検察官調書（H七五六・七六冊一三六五三丁）、

「5」 「立入検査結果通知書」綴（H八六二・当庁昭和六二年押第三九六号の7）

によれば、本件建物に対する東京消防庁麹町消防署の立入検査（ほぼ半年に一回実施された。本件火災前の直近の検査は、昭和五六年八月二八日に実施された。）の都度、検査後に同消防署から「株式会社A1代表取締役社長F」宛ての「立入検査結果通知書」が届けられ、それには、毎回、遡及工事の未施工のほか、防火戸等の防火用、消防用設備の欠陥、消防計画の不備、避難訓練の未実施その他数多くの項目にわたる改善を要する問題点が指摘されていたが、Gは、消防当局から右通知書が届けられた都度そのコピーを被告人に交付して報告していたこと（ただし、地下一、二階のみに関する昭和五五年八月二六日付のものを除く。被告人に通知書原本の閲覧（決裁）を求めなかったのは、被告人が書類を紛失するおそれがあったことによる。）、なお、Gは、右通知書のコピーを被告人に交付する際、毎回でなかったにしても、被告人に対し、消防署から検査結果通知書が来ているのでよく見て下さい旨その他の言葉を添えて被告人の検討を促していたことが認められる。所論は、被告人はコピーの交付を受けたことはないと主張し、被告人も原審においてそのような供述をしているが（第四八回公判・一一三冊三八〇七丁）、前掲「1」ないし「4」の証拠に照らして被告人の供述は措信し得ず所論は採ることができない。

右の事実によれば、被告人は、消防当局の指導（立入検査結果通知書の交付も一つの指導ということができる。原判決一二二頁参照）やGの報告等によって本件建物の消防用設備の不備及び防火管理上の問題点が数多くあることを十分認識していたものと認められ、この占め原判決の認定を誤りとすることはできないものであ

る。

なお、この点について、被告人の昭和五七年一二月五日付及び同月七日付（二通）各検察官調書（I九・九八冊一七〇八一丁、I八・同冊一七〇七〇丁、I一〇・同冊一七〇九四丁）によれば、被告人も、Gらを督励して消防計画の作成、消防隊の編成と訓練、消防設備の点検と維持等に遺憾のないようにする必要性を感じていたけれども、これを怠った旨後悔して自供しているが、前記第四の判断中において（一）ないし（五）として摘示したA1の経営の体制、従業員の状況、本件建物の構造と建材等、スプリンクラー又は代替防火区画の不備等、さらには、消防当局から平素数多くの占だにおいて厳しく改善を求められていた状況等にかんがみれば、被告人が右の必要性を感じていたことはまことに当然のことというべく、右自供も十分信用に値するものと認められる。

以下、所論の主張する各個の点について判断を示すと、次のとおりである。

（1）所論は、被告人が本件災害の結果につき過失責任を負うためには、Gの庄意義務違反を知悉していたことが前提となる旨主張する。しかし、所論にいう「知悉」の意味が必ずしも明らかではないが、少なくとも、右に判示したような、本件建物の消防用設備の不備及び防火管理上の問題点の認識がある以上、十分であるというべきである。

（2）所論は、「消防当局の管理権原者に対する指導は遡及工事に限られ、あとの防火管理面については、防火管理者をして注意を喚起すれば足りると考えていたものと思われる。」と主張するが、消防当局は、立入検査結果通知書（管理権原者である被告人宛てのものであり、また、そこには、前記のとおり、遡及工事の不備のほか、防火管理面の不備が記載されていた。）の交付をもつて防火管理面についても管理権原者を指導していたものと見ることができる（原判決一二二頁参照）。

（3）所論は、原判決が、麴町消防署の指導書（この指導書は遡及工事に関するものである。）をもって、被告人が消防計画の作成等の不実施や消火設備の点検等の欠陥を十分に認識していたことと理由としていることは全く不当である旨主張する。しかし、原判決（二九二頁）は、右認識の認定理由の一つとして、消防当局の指導を挙げているが、指導書を挙げているものではない。

（4）所論は、Gの供述を信用することにして、Gが被告人に消防当局の立入検査結果通知書のコピーを渡したとしても、Gには、被告人に対して、遡及工事以外の不備を進言も説明もするつもりがなかった旨主張するが、前掲「1」及び「2」の証拠によれば、Gとしては、右通知書のコピーを被告人に交付すること自体によって遡及工事の不備以外の防火管理上の問題事項を報告していたことが認められ、そうである以上、被告人は、管理権原者として、通知書の内容を真剣に受け止め、Gを厳しく監督して改善を図るべきことは当然であつたといわなければならない。

（5）所論中には、消防当局による立入検査が必ずしも十分でなかったことを指摘するところがある。しかし、消防用設備及び防火管理体制を整備し、点検維持することは、本来、消防当局の指導を俟つまでもなく、管理権原者である被告人が部下職員を督励して行わせるべきものであつたのであり（原判決三一五頁以下参照）、まして本件においては、被告人らホテル側において右の整備、点検維持に十分努力したが、たまたま消防当局の立入検査の際に検査に漏れていたため、ホテル側でも気がつかず、そのことから大事に至つたというような事情は全くなく、消防計画の整備、適切な消防訓練の実施、消防用設備の点検その他の基本的な事項についての努力さえ怠つたのであつて、かりに立入検査の際の検査に漏れたものがあつたとしても、これをもって被告人の過失を否定する理由とすることはできないところである。

（6）所論は、昭和五五年一二月のA18ホテルの火災後に、Gは、被告人に遡及「工事進捗を勧めたが、被告人は工事の金がないから代わりに消火器を買えと指示した。しかし、これをGは無視している。つまりGは遡及工事以外のそれに代わる防火管理をやる気もなく、その代わりにの措置を命じた被告人の指示にも従っていない。とすれば、区画の設置ができない場合に備えての防火管理体制がとられなかったことについて被告人には責任はない」と主張する。しかし、Gの昭和五七年一二月七日付検察官調書（I二七・九九冊一七三八五丁）によれば、Gは、A18ホテルの火災後被告人に対しあらためて遡及工事の実施を強く求めたが、被告人は、資金がないと言って実施を拒み、Gに対し、その代わりに消火器を買うことを命じたけれども、Gは、消火器は本件建物内に基準どおりに備置されており、消火

器を買増ししたところで、それが遡及工事の代わりになるわけではないので、消火器購入の手配をしなかったこと（なお、その後、被告人は、他の者に手配させて消火器一〇〇本を購入したこと）が認められるのであって、これをもって、直ちに、Gは遡及工事以外の防火管理をやる気がなかったとか、防火管理体制がとられなかったことについて被告人に責任はないとすることは明らかなのである。

(7) 所論は、原判決（三一三頁）の「被告人Fの社長就任後、消防当局から消防計画、自衛消防隊編成、消防訓練等の不備、不実行がたびたび指摘され、被告人兩名ともその事実を十分に認識していたこと、警備実施要領書で定められていた、火災発生時の対応の前提となる、ホテル側からの防火防災のための通報要領、消防計画の呈示、協議、訓練等が実行されていかなかったこと、同ホテルと契約していた警備会社の警備員は、駐車料金徴収の作業に追われて、人的にも時間的にも本来の警備業務を十分に行い得ないような状況にあったことなど、の事情からみれば、被告人Gのみに止まらず、被告人Fにおいても、従業員及び警備員らが火災発生時に適切な対応ができず、本件のような不手際の生じるおそれのあることは、十分予見することが可能であったものというべく、被告人Gは、このような不手際が生じ得ることをも前提として、前記のような適切な消防計画の作成、訓練の実施等をすべきであり、被告人Fは、右Gを指揮して、これらを行わせる立場にあったのであろう。」との判示のうち、被告人に、警備員についても火災発生時における対応の不手際を十分予見することが可能であったとする点を争い、被告人にはそのような予見可能性はなかった旨主張する。

しかし、Lの昭和五七年一月五日付検察官調書（H七四一・七四冊一三一六丁）等によれば、警備会社の警備員をして駐車料金を徴収させることは被告人の厳命によるものであったところ、限られた人数の警備員が夜間まで駐車料金徴収作業に追われて本来の警備業務の方がおろそかになるおそれがあったことは、被告人も認識していたものと認められ、原判決が、その他の事情と併せて、被告人に、警備員についても火災発生時に不手際の生じるおそれのあることを十分予見することが可能であったと認定したことを誤りとすることはできず、その他所論が纏々主張する点を考慮して検討しても、この判断を左右することはできない。

(8) 所論は、「遡及工事関係を除く消防設備等の欠陥の主なものは、自動火災報知設備、非常放送設備についてのものであろう。」とした上、これについての「刑事上の過失責任に結びつく監督責任は、直接過失者に近い立場にあったGにあつたものと考えらるべきであろう。Gの監督者としての過失の存在、その内容、程度等につき知る機会がなかった被告人に刑法上の監督過失の責任を問うにはその前提を欠くものといわなければならない。」と主張するが、この点一についての原判決（三一五頁以下）の判断は正当であり、所論のように、Gの監督責任が先にあり、被告人の監督責任は、Gの責任違背を知った後監督を怠ったときに初めてこれを問う得るというものではない。

(9) さらに所論は、「仮に管理権原者が各種訓練が実施されていないことや自衛消防隊の編成がなされていなかったことを認識したからといって、直ちに管理権原者として防火管理者にその実施や編成を指示しなければならないというものではない。その指示が必要であり、有効であるという前提がなくてはならない。つまり、各種訓練の不実施や自衛消防隊未編成の認識だけではなく、その必要性も認識していなくてはならない。Gは消防訓練の重要性は認識しており、消防からの指摘の都度、KやMに『自衛消防隊の編成や訓練はやってくれ。』と言っていた旨供述している（I三一・同人の昭和五七年一月八日付検察官調書八丁）。従って、仮に被告人が自衛消防隊の未編成を知り、或いは各種訓練未実施を知ったとしても、既にGが部下にその手配をしていたのであるから、権原者としてはそれ以上何をすることがあろうか。防火管理者に任せるのに不安がある、とか、防火管理者から社長、権原者に相談したというならともかく、かかる事情は一切ない。」と主張する。

しかし、被告人は、本件建物の大部分について消防法令上必要であり、消防当局から強く設置が要求されていた遡及工事が未施工であり、また、本件建物の構造上出火の際の火災の拡大、宿泊客の避難上の混乱等の不安のあること、しかも、消防当局の立入検査の都度消防計画の不備、消防訓練の未実施等多数の問題点が繰り返して指摘されていることをいずれも認識しており（以下において「前記の認識」というときは、この認識を指す。）、さらに、このような消防当局の指摘が繰り返される以上、年来の人員削減、配置転換、営利優先の営業方針等が従業員の士気にどのように影響しているのか、また、防火管理の面においても悪影響を及ぼしている

のではないか等の実情の把握に努めるべき状況（以下において「前記の状況」というときは、この状況を指す。）に置かれていたと認められるのであるから、所論の消防訓練の実施や自衛消防組織の編成についても、本件建物の管理権原者として、防火管理者Gに任せたままにしておくことなく、Gに対し、未実施、未編成の理由の報告を求め、その対策を検討した上、すみやかにその実施、編成を指示することがまさに必要であったといわなければならない、また、それが社長の指示として有効でもあったと考えられるのである。

所論は、防火管理者に任せるのに不安があるとか、防火管理者であるGから被告人に相談をすることなどもなかった旨主張するが、もし被告人が、たとえば消防当局の立入検査結果通知書を真剣に受け止め、実情の把握に努めていたならば、Gだけに任せておくことには不安があることがわかったはずであり、また、被告人が前記の認識を有し、前記の状況に置かれていた以上、被告人は、Gから改めて相談を受けなくても、右のようにしてGに対し消防訓練の実施、自衛消防組織の編成を指示すべきであったものである。

また、所論は、消防計画にせよ、消防訓練にせよ、Gがその義務を自覚し、（関係職員をして）やらせようとすれば容易にできたはずであり、しかも、Gは、防火管理者としての専門的教育を受け、管理権原者からの指示を俟つまでもなく、消防当局からの指示で何をすべきかを十分認識していたのであるから、かりに被告人が消防訓練の未実施、自衛消防隊の未編成を知り得たとしても、Gに何らかの指示をすべきことにはならず、現に伊豆沖地震の時などに被告人は一般防火的な注意は与えているし、消火器購入まで指示している等と主張する。しかし、被告人が前記の認識を有し、また、前記の状況に置かれていた以上、Gに任せ放しにすることなく、前記のように、みずからGにすみやかな編成、実施を指示すべきものであったものである。所論にいう伊豆沖地震の時の職員に対する一般防火的な注意（これについては、被告人の昭和五七年一月五日付及び同月七日付各検察官調書・I九・九八冊一七〇八一丁及びI一〇・同冊一七〇九四丁参照）や、A18温泉のホテルの火災後の消火器購入の指示（前述（6）参照）をもって被告人の義務を尽くしたとすることはできない。なお、この占め所論中に被告人は遡及工事の未完成以外は知っていないとする箇所があるが、その理由のないことは、すでに判示したとおりである。

以上のとおりであり、さらに所論のその余の占めだわって検討しても、原判決に所論のような事実の誤認があるとはできず、論旨は理由がない。

第七 依田弁護人の控訴趣意書第一点（同弁護人の控訴趣意補充陳述書その四による充を含む。）について

所論は、要するに、原判決は、被告人がスプリンクラー設備又は代替防火区画を設置しなかった点を業務上過失致死傷の要件としているが、右の点は、行政法規違反になるにしても、決して反倫理性又は反社会性のあるものではないから、これを刑事犯である業務上過失致死傷の要件としたことは判決に影響を及ぼすべき法令適用の誤りであるというのである。

思うに、業務上過失致死傷罪（刑法二二一条前段）における行為は、業務上必要な注意義務を怠り、よって人を死傷に致すことであるが、この注意義務は、いわゆる開かれた構成要件であって、すなわち、個々の具体的事態に応じて、その懈怠が当該死傷の結果と因果関係があったと判断される注意義務が選択され、指定されるべきものであり、その場合、その注意義務の懈怠自体が反倫理的ないし反社会的なものかどうかといったその性格は問われるところではないのである。

原判決は、スプリンクラー設備又は代替防火区画の設置を被告人の任意義務の一つとし、その設置を怠ったことと本件火災による人の死傷の結果との間に因果関係があると認定しているが（原判決一九頁以下、二五五頁以下）、原審証拠上この認定は正当と認められ、そうである以上、右懈怠自体が反倫理的ないし反社会的なものであったかどうかなどは、検討の必要のないものである。所論は独自の見解であり、採るを得ず、論旨は理由がない。

第八 依田弁護人の控訴趣意書第二点について

所論は、要するに、原判決は、被告人はGを指揮して消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練、防火戸等の防火用設備の点検、維持を行わせる義務があったとしているが、これらのことは、防火管理者であるGの義務であって、被告人にGを指揮してこれらのことを行わせる義務があったとしたことは、判決に影響を及ぼすべき法令適用の誤りであるというのである。

しかし、前記第四において判示したところから明らかなように、本件の特異な事

実関係のもとにおいては、所論のように、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練、防火戸等の防火用設備の点検、維持について、被告人にGを指揮監督する注意義務がなかったなどとは到底いうことができないものである。所論中「防火管理者と管理権原者との関係」及び「監督過失責任と防火管理者との関係について」と題する各項の主張は、本件の特異な事実関係を捨象した一般論をもって本件を律しようとするものであって、採るを得ない。

なお、所論中には、原判決中の、結果発生に対する被告人の「予見可能性」についての判示（原判決二九〇頁三行目から二九一頁六行目まで）に関し、過失犯の成立範囲を拡張しすぎて責任主義に反するとする箇所があるが、原判決の右判示自体相当であって、何ら刑法の解釈を誤ったということとはできず、また、この点についての所論引用の判例は、いずれも本件と事案を異にするものである。

以上のとおりであって、論旨は理由がない。

第九 依田弁護人の控訴趣意書第三点（同弁護人の控訴趣意補充陳述書その二及びその三による補充を含む。）並びに弁護人ら連名の控訴趣意書第四点の一部について

依田弁護人の控訴趣意書第三点（同弁護人の控訴趣意補充陳述書その二及びその三による補充を含む。）の所論は、要するに、原判決は、本件建物に代替防火区画を設置しなかったことをもって被告人の過失の一内容と認定しているが、かりに防火区画が設置されていたとしても、本件致死傷の結果の多くが避けられなかったと認められるから、原判決の右認定は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認であるというのである。

さらに、弁護人ら連名の控訴趣意書第四点の所論の一部は、原判決は、もし代替防火区画が設置されていれば、火は発火室及び近隣の数室にとどまったものと認定したが、ビル火災では窓から吹き出す火炎が外壁を伝わって直上階に移る可能性があり、また、本件建物の中で防火区画の設置があったとされる七階にも×△〇号室に火が入っていることは原判決の認めるところであって、原判決の右認定は問題であるというのである。

よって検討すると、原判決は、被告人に、本件建物につき、消防法令上の設置基準に従い、スプリンクラー設備又は代替防火区画を設置すべき注意義務があったのに、これを設置しなかった過失があったことを認定し（原判決一九頁）、さらに、弁護人の主張に対する判断中において、スプリンクラー設置義務の適用を免れるのに必要な代替防火区画の構造を判示し（一一〇頁）、進んで、被告人の右注意義務違反と結果発生との因果関係について、B25の鑑定書（H六一四・八一冊一五二五八の二丁以下）、B25の証言（一〇七冊二一〇九丁、一〇九冊二七三五丁）、B26の証言（一〇五冊二二六六丁）、B27の証言（一〇五冊一四〇九丁、一〇六冊一五七〇丁）等の証拠により「本件建物の九、一〇階には、（中略）スプリンクラー設備、代替防火区画はいずれも設置されていなかったが、これらが設置され、正常に作動していれば、本件死傷者の発生は回避できたものと認められる。」と判示した上、そのうち代替防火区画について、「代替防火区画が設置されていた場合には、九、一〇階客室は完全な一〇〇平方メートル以内の区画となり、出火室を含む三室程度が耐火構造で囲まれ、各室ドアは自動閉鎖式H種防火戸（ドアチェック付鉄扉等）とされ、廊下との区画やパイプシャフト、配管引込み部等の埋戻しも完全になされ、また、廊下は四〇〇平方メートル以内の区画となって、その内装には難燃措置が施され、区画部分には煙感知器連動式H種防火戸が設置されることとなるので、本件火災時のように客室ドアが開放されたままとなって室内にフラッシュオーバーが生じたり、ドアの燃え抜けにより火災が拡大することは原則としてあり得ず、窓の開放等によって出火室内でフラッシュオーバーが生じたとしても、隣室には窓際木製間仕切り部等を通じて延焼する可能性があるだけで、その炎は一区画内の三室程度に閉じ込められるうえ、その延焼時間が大幅に遅れるため、隣室の宿泊客等の自力避難は十分に可能であったと認められる。したがって、右」（スプリンクラー設備又は代替防火区画の）「いずれかの設備が設置されていれば、本件のような火煙の急速な伝播、火災の拡大による多数の死傷者の発生は未然に防止することが可能であったものということが出来る。」と判示しているが（二九五頁以下）、原審証拠に徴すれば、原審の右事実認定及び説明は、正当としてこれを是認することができるものである。所論にかんがみ、補足すれば、以下のとおりである。

なお、「フラッシュオーバー」とは、「火災の発生に伴い発生した未然ガスを含む熱気層が一定空間に滞留し、その熱気層に炎が入り、十分な空気の補給と相まっ

て爆発的に燃え上る現象」である（原判決一九九頁。B25の鑑定書三頁参照。略称は「F0」である。）。

(1) 同一区画内の被害

所論は、客室の防火区画は一〇〇平方メートルで三室ごとに一区画となっているから、一客室で生じた火災は区画内の他の二室に広がることは当然であり、その区画内の者の被害が想像されるといい、また、原判決は、防火区画が施された場合「各室ドアは自動閉鎖式H種防火戸（ドアチェック付鉄扉等）とされ」というが、ドアチェック付ドアであっても、開けてから閉まるまで一〇秒はかかるから、宿泊客が逃げようとしてドアを開けて室外に出た場合、その客室の炎が廊下に出る可能性があり、廊下の壁はベニヤ板に吹付塗装されたままになっているから（原判決は、防火区画の廊下の内装には難燃措置が施されるというが、それもベニヤ板に布を張ったものに防火塗料を吹付塗装したものにすぎず、この程度のものでは難燃措置とはいえない。）、炎は廊下に移って流れて行き、宿泊客がドアを開ければそこから客室に炎が入り、防火区画内の客室に延焼することが考えられ、このことはまた、廊下部分の四〇〇平方メートル防火区画の防火戸についても同様であるというのである。

しかし、本件火災の出火場所が九階の〇×〇号室であったことは、原判決の認定するところであり、もし九階に防火区画が設置されていたとすれば、〇×〇号室と隣の〇△×号室及び〇△〇号室とが一つの防火区画を形成したと認められるところ

（B25の鑑定書一七一頁参照。なお、本件火災当夜〇△×号室及び〇△〇号室にも宿泊客計三名がいたが、いずれも死亡している。司法警察員作成の昭和五七年一月一〇日付捜査報告書・H一・八冊一丁）、B25の鑑定書（一七二頁）によれば、防火区画が設置されていたとすれば、〇×〇号室の火が廊下を通じて〇△×号室及び〇△〇号室に延焼するという事態は起こり得ず、〇×〇号室の火が直接（廊下を通じないで）隣の〇△×号室に早期に延焼する蓋然性は低く、当然、かりに〇△×号室に延焼したとしても、その火が隣の〇△〇号室に延焼するにはさらに時間を要し、両室の宿泊客が廊下に出て避難することが火煙によって妨げられることもなかったものと認められ、従って、原判決の判示する被告人のその余の注意義務及びGの注意義務が果たされていたならば、警報装置の作動、従業員の適切な救護活動によって右両室の宿泊客が無事救出された蓋然性が高いと推認されるのである。

(2) 同一区画外への延焼等

(ア) 窓側の横板

所論は、客室の窓側（窓台）の隣室との境は、木製の板で仕切られ、（四、七階に見られる）防火区画では区画ごとに木製板には、薄鉄板に石膏ボードを貼り付けた板を取り付けてあるが、これらの木製板の上にある横板は、何らの防火設備も施されることなく隣室に続いているために、その横板の焼燬によって炎が防火区画を越えて隣室に広がる可能性があるというのである。

しかし、B25の鑑定書（一七二頁）によれば、〇×〇号室の火災が「〇△×号室との間の窓際仕切壁（木板製）を通して〇△×号室へ早期に延焼する蓋然性は低」い（なお、「もし、〇×〇号室の窓がなんらかの原因で開口され、大きなF0が起り、延焼したとしても〇×〇号室と同様その火はとじ込めの状態となる。」）というのであるから、〇×〇号室の火災が窓際仕切壁の上にある横板（窓際仕切壁の様については、H二八二・司法警察員作成の昭和五七年五月二五日付検証調書添付写真（一〇）27ないし30・二一冊二一九六丁ないし二一九九丁参照）を通して隣の〇△×号室又は〇×△号室（同一区画外）へ早期に延焼する蓋然性も低いと認められる。

(イ) パイプシャフト、配管引込み部分の埋戻し

所論は、原判決は、防火区画について「パイプシャフト、配管引込み部分の埋戻しも完全になされ」というが、いくら防火区画をしても、パイプシャフトスペースから各室への引込み配管の部分の壁面貫通孔の空隙の埋戻しは完全にはできないものであり、現に、本件においても、九階又は一〇階の炎が西ホールの大型パイプシャフトスペースを伝わって下り、七階の×△〇号室内に炎が入っているのであって、従って、九階に四階又は七階と同様な防火区画が設置されていたとしても、どこかのパイプシャフトスペースを通して炎が一〇階に上がったと考えられるというのである。

しかし、原審第一二回公判における証人B28の供述（一〇四冊九一八丁）及び押収してある「立入検査結果通知書」綴（H八六二・当庁昭和六二年押第三九六号の7）によれば、A1の本件建物については、麴町消防署の立入検査においてパイ

プシャフトの配管貫通部の埋戻し（「埋戻し」の意味については、右証人B28の説明参照・一〇四冊九二七丁）が不完全である旨が指摘されていたが、A1側では、消防当局に対し、この点は遡及工事（スプリンクラー設備又は代替防火区画の設置）の際に一緒に改修する旨報告し、消防当局も一応この回答を受理していたことが認められ、すなわち、遅くとも遡及工事の際には、パイプシャフトスペースからの配管引込み部分の埋戻しを補修して完全なものにすることは、A1において消防当局に約束していたものであって、少なくとも消防当局の検査に合格する程度に右部分の埋戻しができないとは考えられないのである。

のみならず、本件において、九階の火が一〇階及び八階以下の下階へ伝わったのは、九階各所における累次のフラッシュオーバー及びこれに基づく炎のパイプシャフトスペースを通じての伝走であったと認められるが（原判決二一三頁、二二六頁。B25の鑑定書六二頁、八五頁）、もし九階に防火区画が設置されていたならば、右伝走の前提となるフラッシュオーバーは生じなかったものと認められ（B25の鑑定書一七〇頁以下）、従って、パイプシャフトスペース自体に火炎の伝走する余地が残っていたとしても、本件において発生したような伝走は起り得ず、他階への延焼はなかったものと認められるのである。

（ウ） ドアの隙間等からの煙の流出

所論は、ホテル火災における人身被害は、火よりも煙による場合が多いと考えるが、防火区画が設置されていたとしても、煙がドアや防火戸の間隙や宿泊客の脱出の際に開けられたドアや防火戸から流れ出すことは、これを防ぎ得なかつたはずであるというのである。

しかし、B25の鑑定書（一七二頁）に徴すれば、防火区画が設置されていた場合に、廊下への煙の流出が生じたとしても、廊下を通過しての避難を全く困難にするような濃度にはなり得なかつたものと認められる。

（エ） 窓からの火炎の吹上げ

所論は、ビル火災では窓から吹き出す火炎が外壁を伝わって直上階に移る可能性があるというのである。

しかし、代替防火区画が設置されていた場合、かりに〇×〇号室の火炎が何らかの理由による同室内でのフラッシュオーバー（B25の鑑定書一七二頁参照）等によりガラス戸を破り、外壁に沿って一〇階に燃え移ることがあつたとしても、その延焼には相当時間を要し、従って、その間に多数の宿泊客の避難が可能であり、しかも、燃え移つた一〇階でも代替防火区画が効果を発揮したものと考えられる。

（3） 結論

以上のとおりであつて、所論の主張する理由をもって、防火区画が設けられていたとしても本件致死傷の結果の多くが避けられなかつたと認めることはできず、原判決の認定を誤りとすることはできない。

なお、所論中にB25作成の鑑定書二五頁の記載と一七二頁の記載とが矛盾する旨を述べる点もあるが、前者は本件火災跡についての観察を述べたものであり、後者は防火区画が施された場合の予測を述べたものであつて、矛盾するということができず、また、そこに若干言葉の足りない店があつたとしても、同鑑定書の信用性に疑いを生ぜしめるものでもない。

論旨は理由がない。

第一〇 依田弁護人の控訴趣意書第四点について

所論は、要するに、原判決（三二四頁）は、「量刑の事情」の説示の中で、被告人が既設の消防用設備等の点検、整備費用の支出を極端に抑制し、かつ、従業員の過度の配置転換と大幅な削減を行ったため消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練等が行われなかつたことが本件致死傷の結果を来したと認定しているが、被告人が右費用の支出を抑制したことはなく、消防計画の作成や消防訓練が行われなかつたのは被告人がA1の社長に就任する以前からのことであるから、原判決の右認定は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認であるというのである。

（1） 既設の消防用設備等の保守点検、整備費用の支出を抑制したことはないとの点について

所論は、被告人は、既設の消防用設備等の保守点検、整備費用の支出を抑制したことはないというのである。

しかし、原判決（一四一頁）は、関係証拠を挙示して、既設の消防用設備等の保守点検、整備費用の支出状況について判示しており、その判示は、関係証拠に徴して正当と認められるところ、ここに判示されている右費用の支出状況に、Gの昭和五七年十一月二九日付検察官調書（I二〇・九八冊一七一七八丁）、Kの同月一二

日付検察官調書二通（H七五六・七六冊一三六五三丁、H七五七・同冊一三八一二丁）、Gの原審第四九回及び第五一回各公判における供述（一一三冊三九二五丁、一一四冊四一二四丁）等をも加えて考察すれば、所論の、被告人は、「既設の消防用設備等の保守点検、整備費用やホテル維持費等の支出を極端に抑制し」との原判示は、これを是認することができるものである。かりに「極端に」との措辞にいささか過ぎる点があるとしても、関係証拠によれば、被告人が右費用を大幅に削減したことは認められるところであり、もとより原判決は、「量刑の事情」中においてこの事項だけを特に重視しているものではなく、広く諸般の事情を考察して被告人の責められるべき情状を判示していることが判文上明らかであり、右の点をもって判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認であるということとはできない。

（２）消防訓練等が行われなかったことは被告人の社長就任以前からの点について

所論は、消防計画の作成、自衛消防隊の編成及び消防訓練が行われなかったのは、被告人の社長就任以前からのことであって、被告人の社長就任後の従業員の人員削減や配置転換によるものではない等と主張する。

しかし、消防計画の作成や自衛消防組織の編成及び消防訓練（以下、「消防訓練等」という。）は、もともと、A1において被告人の社長就任以前から行われていなかったかどうかに関係なく、被告人の社長就任後は、被告人が本件建物の管理権原者として防火管理者をして行わせるべき責務であったのであるから（原判決一五頁以下参照）、被告人の社長就任以前に消防訓練等が行われていなかったことをもって被告人の右責務を怠ったことを正当化することはできないところである。

さらに、原判決（一五一頁）が、関係証拠により、A1では、被告人の社長就任以前、消防訓練は、総合訓練又は部分訓練を年に三、四回実施していたと認定している点に誤りがあるとは認められず、かりに訓練の回数に占だつていささか多過ぎるとの誤りがあったとしても、もとより判決（量刑を含む。）に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認であるということとはできない。

また、所論は、原判決が、消防訓練等が行われなかったことは被告人による従業員の人員削減や配置転換のためであると判示しているかのように主張している。しかし、原判決（一七三頁以下）は、消防訓練等が行われなかったことについては、人員削減や配置転換が大きな影響を与えたことを判示しているが、それだけを原因としているものでないことは明らかであるから、所論は、この点については、前提を欠くものである。

以上のとおりであり、さらに所論のその余の頁にわたって検討しても、原判決に所論の主張する誤りがあるということとはできず、論旨は理由がない。

第一一 依田弁護人の控訴趣意書第五点（同弁護人の控訴趣意補充陳述書その四による補充を含む。）について

一 所論の趣旨

所論は、原判決には、本件火災発生後の下記従業員三名の初期消火活動について、判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があり、これは、原判決が、本件事故の責任を被告人にのみ重く負わせようとしたために、従業員らの業務上過失行為の責任を軽視し、同人らの弁解のみをもって事実の認定をしたことによるものであり、さらに、消防法二五条一項は、火災発生時における関係者の消火等を行うべき義務を定めているが、下記従業員三名については、この義務に違反する不作為犯の成立さえ想定され得るのであり、三名がこの義務に従った消火活動を行っておりさえすれば、本件のような大災害は生じなかったのに、三名は起訴さえもされず、被告人が禁錮三年の実刑を受けるのは三名の責任まで負わされるものであって、全く不当であるというのである。以下、所論の順序に従って検討する。

二 従業員B29の行動に関する事実誤認の主張

所論は、要するに、原判決（二四〇頁）は、「B29は、△×〇号室横にあった消火栓箱からホースを取り出そうとしたが、不慣れのためこれに手間どったうえ、水圧で持っていたノズルを取り落とし、これを拾おうとかがんだ際に煙を吸い込んでめまいを感じ、急ぎ同階サービスステーションへ行」ったと認定しているが、B29が「ノズルを拾おうとかがんだ際に煙を吸い込んでめまいを感じ」た事実はなく、B29は、水圧でノズルを落とし、それで怖くなってサービスルームに逃げ込んでしまったものであり、検察官に対するB29の供述調書中の「煙を吸い込んでめまいがした」旨の供述は、単なる言いわけであって、本件火災は、B29がノズルを落としあとサービスルームへ逃げようとしたことをしないで、これを拾って消火に当たれば消火し得たものであり、これは同人の業務上義務ある行為

であったというのである。

原審証拠を調査して検討すると、B29は、その検察官調書三通及び原審における証言中で、消火ホースが水圧で急にふくらみ、伸びたため（これは同人の知らない間にB30が開栓したためである。）、持っていたノズルを取り落としてしまっ、これを拾おうとした時、煙を吸い込み、めまいを感じた旨供述しているところ（H五三九・昭和五七年九月二日付調書・七〇冊一一四一九丁以下、H五四〇・同年一〇月一二日付調書・同冊一一四三三丁、H五四二・同月二三日付調書・同冊一一四七六丁、原審第二九回公判における供述・一〇八冊・二四八一丁）、B29のこれらの検察官調書及び証言の全体を通観すれば、同人は本件火災発生当時の状況を記憶の限り具体的に詳しく供述しており、その余の関係証拠とも照合すれば、特段に虚偽を交えて述べているとは認められず、所論の箇所が同人の責任を決する上で大事な点であることを考慮に入れても、特にその点について虚言を述べているとの疑いを挟むことはできない。

所論は、B30の検察官調書（H六〇七・昭和五七年七月二〇日付調書）中の「（九階の△×〇号室横の）消火栓に触っている時は、鼻や口にハンカチをあてるような煙ではなかったが、サービスステーション（同じ九階にあり、同人はここから警備員室に電話をした。）を出て、もと来た廊下を引き返す時には、ハンカチを口にあてるほどの煙になっていた。ただこの時も、立った状態で従業員用エレベーターの方に行っているの、這って歩くほどの煙ではなかった」旨の供述（記録七二冊一二三二六丁）、及び、B31の検察官調書（H五四七・昭和五七年一〇月一五日付調書）中の「私は（〇×〇号室で再び燃え上がった）火を見てから中央ホールの方へ行きかけたが、その時確かB29がホールに近い△×〇号室前の消火栓のある前に立って何か消火栓をいじっていたのを見た記憶が残っている。B29が消火栓のどこをどのようにいじっていたかは覚えていないが、そこにいたことだけは間違いない。その頃廊下には〇×〇号室から出た煙が次第に天井から少し下の方に溜まって広がって行くような状態であったが、その頃はまだまだかなり視界が効いていたように思う」旨の供述（七〇冊一一五三四丁）を挙げて、これらの供述からは、B29が落としたノズルを拾うためにかがんだ際に煙を吸い込んでめまいを感ずるほど廊下に煙があったとは考えられない旨主張する。しかし、当時、〇×〇号室から流れ出て来る煙は刻々に量を増加しつつ流動、推移しており、しかも、当時B29が煙を吸い込んだと供述している場所、時刻は、B30の右体験の位置よりもやや〇×〇号室に近づいており、また、B31の右体験の時刻よりも後であったのであって、これらの点を考慮すれば、B30及びB31の右の各供述をもってB29の供述に疑いがあるとすることはできない。

さらに、所論は、B29の検察官調書（前記昭和五七年九月二日付調書）中の「（ア）（取り落とした）ホースを追いかけてこれを掴もうと思い、少し中腰くらいになった時に、私は初めて煙を吸い込んでしまった。（イ）煙を吸い込む前までは咳き込むこともなく普通に息ができており、危険だとも感じなかったが、（ウ）一気に煙を吸い込んでしまったために目の前がクラクラとして真っ暗になってしまった。（エ）目をつぶったのか、黒い煙があったのか、煙を吸い込んだ後のことは私の記憶の中でも全く空白である。（オ）ハッと我に帰り、濡れたタオルが頭に浮かび、濡れたタオルをすれば大丈夫だろうと思い、タオルを捜しにサービスステーションに飛び込んだ」旨の供述（七〇冊一一四一九丁以下。（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）はこの判決において付したものを）を挙げ、B29の供述自体信用し得ないと主張するので検討する。

すなわち、まず、所論は、右（イ）の供述は正しいと考えられるが、そうであれば、〇×〇号室から廊下に出た煙は当然上の方から下の方に降りて行くものであるから、（イ）の状況であれば、下の方に煙があったとは考えられないのに、なぜ（ア）や（ウ）に述べるようなことになるのであろうかと主張する。しかし、前述のとおり、当時煙の状態は刻々流動していたものであり、（ア）及び（ウ）の供述が（イ）の供述と矛盾するとはいえず、すなわち、（イ）の供述をもって、直ちに（ア）、（ウ）の供述に疑いを挟むことはできない。

つぎに、所論は、（エ）の供述にいうように「目をつぶったのか、黒い煙があったのか」わからないということなどあり得ないことではなかろうかと主張するが、B29の当時の狼狽した精神状態を考えると、その記憶が必ずしも明確でないとしてもやむを得ないことであり、一概に右供述を不合理で信用し得ないとすることはできない。

さらに、所論は、（ウ）の状態になった者がそのような煙の中ですぐ（オ）のよ

うに「ハッと我に帰」というようなことがあるであろうか（B29はノズルを落として永くそこにいたものではない）と主張するが、煙を吸い込んで目の前がクラクラとして真っ暗になったとしても、それほど永くない時間に意識を取り戻すということはあり得ることであり、一概に（ウ）と（オ）の各供述が矛盾するということとはできない。

以上のとおりであって、所論のようにB29の供述自体信用し得ないとする事はできない。

なお、B29は、煙を吸い込んだ後九階のサービスステーションでバスタオルを濡らして覆面をした旨を供述しているが（前記昭和五七年九月二日付検察官調書・七〇冊一一四二一丁以下）、B31は、同サービスステーションの入口近くで顎か首のあたりに黄色のバスタオルを巻きつけたB29を見た旨供述しており（前記昭和五七年一〇月一五日付検察官調書・七〇冊一一五四四丁）、B29の供述はB31の供述によって裏づけられていることが認められる。

以上に考察したとおり、B29が「煙を吸い込んで目まいを感じ」たとの原判決の事実認定を誤りとする所論は、これを探ることができない。

三 従業員B31の行動に関する事実誤認の主張

所論は、要するに、B31の行動に関する原判決の認定事実（原判決二三四頁三行目以下）のうち、B31が〇×〇号室内において消火器を噴射し、一応火災を消し止めたが、その後再び燃え上がったこと、B31がこれを見て同室付近から立ち去ったこと、その後若干時間を置いてB31が八階の中央ホール（サービスステーション側）にあった消火器を持って九階のサービスステーションに戻ったこと、その後B31が〇×〇号室に向かおうとしたが、B29から危険だと制止されたために同室に赴かず、下に降りてしまったことは、そのとおりであるが、原判決が、〇×〇号室の火が再び燃え上がったのを見たB31が同室付近から立ち去ったのは「急ぎよ他の消火器をとりに行こうとした」ものであると認定したこと、及び、B31が九階の、近くに備置されている消火器を持って来なかったのは「その正確な所在を知らなかったため」であると認定したことは、いずれも誤りであって、B31は、再び燃え上がった火を見て怖くなり、逃げ出したが、思い返して八階の消火器を持って九階のサービスステーションに戻ったものであり、また、消火器は、九階には合計一六本が各所に備置されており、入社以来本事件まで四年のページ係、ルームサービス係としての経験を持ち、消火器による消火訓練を受けたことのあるB31が、九階には、中央ホール以外に、どこに消火器があるかわからなかったということは到底あり得ないことであって、本件火災は、B31が一度消火器を噴射したあと、再び燃え上がった時に近くの消火器を取って来て、それを噴射することにより当然消火し得たものであり、これは同人の業務上義務ある行為であったというのである。

よってB31の検察官調書及び原審第二九回公判における証言を調査して検討すると、B31は、〇×〇号室内の再び燃え上がった火を見て同室付近から去ったのは他の消火器を取りに行くためであったと明確に述べているものではなく、むしろ、この点の供述は甚だ曖昧であり（H五四六・昭和五七年八月六日付調書・七〇冊一一五〇二丁、H五四七・同年一〇月一五日付調書・同冊一一五三〇丁・一一五三三丁以下）、最終的には「正直なところ、消火器を取りに行ったような気もするし、あるいはただ夢中で何とかしなければと思い、中央ホールへ駆けて行ったような気もする」旨述べている（H五五〇・昭和五七年一二月二日付調書・七〇冊一一五九四丁）ものであること、また、当時九階には合計一六本の消火器が備置されていたが（ちなみに、八階は九本、一〇階は一四本であった。司法警察員作成の昭和五七年九月二三日付検証調書・四一冊五五一三丁）、B31には、少なくとも各階の中央ホールには一本又は二本の消火器が備置されているとの認識はあった（なお、実際は二本備置されていた。）のであるから（H五四八・昭和五七年一〇月一六日付調書・七〇冊一一五七〇丁、前記昭和五七年一〇月一五日付調書・同冊一一五三六丁、原審証言・一〇八冊二五二九丁）、B31が〇×〇号室付近から去ったのが消火器を取りに行くためであったとすれば、九階中央ホールに行き、当時同所（サービスステーション側）に備置されていた残りの一本の消火器を持って、直ちに〇×〇号室に引き返したはずであるのに、そのようにしないで、九階の廊下をうろうろと往来していること（前記昭和五七年一〇月一五日付調書・七〇冊一一五三九丁・一一五五一丁）等から見ると、B31が〇×〇号室内の再び燃え上がった火を見て同室付近から去ったのは、「急ぎよ他の消火器をとりに行こうとした」ためであるとの原判決の認定は首肯し難く、むしろ恐怖と狼狽によるものであり、その

際B31の気持の中に他の消火器を取って来ようとする意識があったとしても、それは強いものではなかったと考えられる。

さらに、B31は〇×〇号室付近を去ってから、中央ホールを抜けて同階の南棟へ赴いているが、同人は、まず、消火器の所在について、「消火器が各階の中央ホールに一、二本づつ置いてあることは、ルームサービスの時などに見かけて知っていた（その他にどこに置いてあるのかは考えたこともなかったし、火事の時も頭に浮かんで来なかった）」旨供述し（前記昭和五七年一〇月一六日付調書・七〇冊二五七〇丁）、つぎに、〇×〇号室付近を去ってからの行動について「私は中央ホールの自動販売機の所で二本目の消火器をチラッと探したような気もするが、その点はよく覚えていない。死角になって目につかなかったような気もする。」「とにかく私は自分でその頃どういう行動をとったのか、正直いって今でははっきりにしない。とにかく何をしたらよいのか、自分でもわからないような始末だったので、思いっくままに自分なりに考えたことを勝手に行動した（原文どおり。傍点はこの判決において付したのもの）ような気がする。ところで、私が南棟の方へ行く時、自分の気持の中に何となく恐ろしい火から遠くへ逃げたいというか、危険な場所から少しでも遠くへ逃げてしまいたいような気持も、いくらかあったような気がする。正直いって、私はあの夜生まれて初めて火事に出会ったもので、内心とても怖い気持がしていた。」「（それからもう一度中央ホールの方へ戻ったが）何を考えてまた戻って来たのか、今ははっきり覚えていない。恐らく私はもう一度思い直して消火器でも持って来るつもりで、サービスステーションに戻って行ったものと思う。」旨供述しているが（前記昭和五七年一〇月一五日付調書・七〇冊一三五六丁・一一五三八丁以下）、このような供述に徴すれば、B31が南棟ホールの方へ行くなどしたのは、消火器の「正確な所在を知らなかったため」であるとの原判決の認定も首肯し難く、恐怖と狼狽によるものであったと考えられる。

以上に検討した結果によると、B31が〇×〇号室内の再び燃え上がった火を見つけて、同室付近を去って南棟ホールの方へ行くなどの行動をして、直ちに他の消火器を持って来ることをしなかったのは、同人の恐怖、狼狽によるものであったと認められ、原判決がこれを「急きよ他の消火器をとりに行こうとしたけれども、その正確な所在を知らなかったため」であると認定したのは、事実を誤認したものといわざるを得ない。

なお、B31は、消火器の所在について、前記のとおり、各階の中央ホールのほかに「どこに置いてあるのかは考えたこともなかったし、火事の時も頭に浮かんで来なかった」旨供述しているところ、所論は、B31の従業員としての経歴、経歴に徴してこのような供述は信用し難いとするのであるが、この点に関する同人の原審証言（一〇八冊二五三〇丁）をも併せて検討すれば、同人の右供述を直ちに信用することができないとまで断ずることはできない。いずれにしても、B31が中央ホール以外にどこに消火器が備置されているを知らなかったことは、従業員として落度であったというべきである。

四 従業員B32の行動に関する事実誤認の主張

所論は、要するに、原判決（二三七頁）は、「B32は、九階客室のマスターキー一を持参し、B31より少し遅れて九階へ向い、前記のように〇×〇号室のドアを開けた後、火災発生を宿泊客に知らせるべく、〇×〇号室周辺の各室に火事ぶれをして回ったが、大事に至らなかった場合、大騒ぎを起こしたとして、被告人Fから事後に叱責されることなどをおそれ、ドアを軽くノックして声をかけただけで大声も出さなかった」と認定しているが、B32の検察官調書中右原判決認定事実に関する供述は信用することができず、B32が「火災発生を宿泊客に知らせるべく、〇×〇号室周辺の各室に火事ぶれをして回った」事実はなく、B32は、〇×〇号室のドアを開けたのち、全裸の外国人が倒れて来たことで気が動転し、何をしてもいかわからないという状態になって、そのあと中央ホールのエレベーターで一階に降りてしまったものであると考えられ、本件災害は、B32がB29やB31とともに消火活動を行っていれば起こらなかったものであり、これはB32の業務上義務ある行為であったというのである。

しかし、原審証拠を調査すると、B32は、同人の昭和五七年一〇月六日付検察官調書（H五五二・七〇冊一一六二三丁）中において原判決認定の右事実を供述しているところ、この供述が同人の記憶にもない虚偽のことを述べているものとは認め難く、B29の昭和五七年九月二一日付検察官調書（H五三九・七〇冊一一三九九丁）中の供述も、原判決認定のB32の行動を裏づけており、所論が縷々主張する点に留意して検討しても、原判決が所論の事実（B32の行動）を認定したこと

を、それを「火事ぶれ」と呼ぶかどうかは別として、誤りとする事はできず、所論は採ることができない。

五 従業員B29、同B31、同B32の消火活動の不手際
以上の考察のとおり、原判決には、従業員B29及び同B32の行動については所論の事実誤認はなく、同B31の行動については所論の事実誤認があるにせよ、また、ないにしても、いずれにしても、原判決（三〇四頁、三一頁）は、これら三名を含む従業員らの初期消火活動の不手際のあったことを認めており、原判決は、このような不手際は、Gが適切な消防計画の作成、消防訓練の実施等を行い、また被告人がGを指揮してこれらを行わせ、もってその注意義務を尽くすことよって防止することができたもので、被告人の本件業務上過失致死傷罪の成立を妨げるものではない旨を判示しているのであって、この判断は、原審証拠に徴して正当と認められる。従って、B31の行動に関する原判決の事実誤認も、判決に影響を及ぼすことが明らかであるということとはできず、また、それ自体、後述のとおり、被告人に対する原判決の量刑を不当ならしめるものということもできない。

以上のとおりであって、論旨は結局理由がない。
第一二 弁護人ら連名の控訴趣意書第七点（控訴趣意補充書その三による補充を含む。）について

所論は、要するに、原判決が被告人に禁錮三年の実刑を科したのは、重きに過ぎ、著しく不当であるというのである。

(1) 被告人の過失及び本件結果の各重大性
よって検討すると、本件は、東京都心部の高層ホテルであるA1の代表取締役社長で、本件建物の管理権原者である被告人と、同社の支配人兼総務部長で本件建物の防火管理者である原審共同被告人Gの各過失が競合して、本件建物が昭和五七年二月八日午前三時過ぎごろ大火災を起こし、九、一〇階の大半を焼燬して、宿泊客三二名（うち外国人二一名。火元となった外国人死亡者一名を除く。）を死亡させ、二四名（うち外国人一五名）に重軽傷を負わせたという、甚だ悲惨で衝撃的な事件であるが、原判決が「量刑の事情」として判示しているところは、原審証拠に徴してほぼこれを是認することができるものである。
すなわち、まず、被告人は、A1の代表取締役社長である上、本件建物の「関係者」（消防法一七条一項）で、かつ、「管理権原者」（同法八条一項）であって、消防法令上の設置基準に従い、スプリンクラー設備又はこれに代わる防火区画を、本件建物のうち一部の既設部分を除く大部分について設置するとともに、防火管理者のGを指揮して、防火、消防上必要な諸設備の点検及び維持管理並びに火災発生時における具体的対策その他防火管理に関して必要な事項を定めた消防計画を作成させ、従業員らにこれを周知徹底させ、これに基づく消火、通報及び避難の訓練や、防火用、消防用設備の点検、維持管理等を実施させるなどして、出火に際して、早期にこれを消火し、火煙の伝走、拡大を阻止するとともに、宿泊客らを適切に誘導して安全な場所へ避難させることができるよう万全の防火管理体制を確立し、もって、火災発生時における宿泊客らの生命、身体を確保すべき業務上の注意義務があったのに、これらのごとをいずれも怠ったという過失を免れないものであるが、原判決が、「量刑の事情」の中で、被告人が右注意義務を怠った状況等について、「昭和五四年五月A1の経営を承継して以来、同ホテルの管理権原者として、所轄消防署等から、防火、消防用設備等の不設置や不備、欠陥等について、度重なる指導、勧告さらには命令までも受けながら、その責を前経営者に転嫁し、あるいは赤字経営による資金難を口実としたり、消防法令等の遡及的適用を非難することなどに終始して、法令に定める消防用設備等の設置や消防計画の作成、これに基づく消火、通報、避難等の訓練を怠ったばかりでなく、営利の追求に腐心するあまり、既設の消防用設備等の保守点検、整備費用やホテル維持費等の支出を極端に抑制し、かつ、従業員的大幅な削減を行うなどした結果、本件火災発生時における初期消火の不手際、非常ベルや放送設備、防火戸等消防用設備等の不動作、ホテル館内の異常乾燥等の事態を招き、消防隊員らの迅速、果敢な消火、救助活動にもかかわらず、本件大惨事にまでたち至ったものである。」と説示しているのは相当であり、なお、若干補足すれば、さきに第五の二「ホテル経営者としての遡及工事実施義務の重要性」の箇所において述べたように、いやしくもホテルを買収してホテルの経営を承継しようとする場合、そのホテル建物の消防用設備等が消防法令の定める基準上不備がないかどうかをあらかじめ調査し、もし不備があればその完備に要する費用を織り込んで買収価格を決定する措置をとるのが当然と考えられ

るのであるが、被告人は、A1を買収して社長となり、経営を承継するにあたり、全然このような措置をとることもなく、社長となった後、部下の者らから、スプリングクレーン設備又は代替防火区画の設置が消防法令上要求されていることを耳にして、工事資金がない等の理由でこれを怠ったままホテル営業を続けたものである。原判決が、右説示に続けて、「被告人には、多数の人命を預るホテル経営者として、不可欠な、宿泊客の生命、身体、安全確保という最も重要でかつ基本的な心構えに欠けていたものといわなければならない。」と判示しているのは正当というべきであり、被告人の本件過失は甚だ重いとわなければならない（なお、原判決が、被告人は、「A1に終日常駐していた訳ではなく、防火設備に関する遡及工事等は、法の建て前からすれば、前経営者の時代に本来完了しておくべきものであった」とを被告人に有利な情状の中に加えている点は、首肯し得ない。これらの事情があったとしても、現にホテルの経営者であり、ホテル建物の管理権原者（消防法八条一項））で関係者（同法一七条一項））である以上、火災の防止、宿泊客の安全確保に万全を期すべき責務の程度に変わりはない。）。

さらに、原判決は、「A1は、外観から見ると、都心の国際的、近代的高層ホテルとして、内外国人が多数利用していたものであり、本件当夜も外国人宿泊客一九二名を含む三六八名もの宿泊客らが旅行その他で本件ホテルを利用し、そのほとんどの者が安んじて深い眠りについていた夜明け前の時刻に、夢想だにしない本件火災に遭遇したものである。」と説示し、つづいて、九、一〇階の宿泊客の悲惨な被害の状況を略述し、被害者や遺族の被害感情に言及しているが、被害者の恐怖、苦痛は言葉に尽くし難く、また、被害者ないし遺族の悲憤と無念さも、察するに余りがあるというべきであって（原審証拠上、遺族の検察官調書及び原審公判廷における供述にその一端が示されているところである。）、原判決が断じているように、「本件火災により生じた結果は誠に重大である」といわなければならないのである。

(2) 弁護人の主張する諸点に対する判断

所論は、被告人に対する原判決の量刑が重きに過ぎるとして、その理由を種々主張する。

(ア) 所論は、まず、原判決における被告人に対する量刑は、共犯者Gに対する禁錮一年六月、執行猶予五年の量刑と比較して重きに過ぎるというのである。しかし、原判決が、「被告人Gにおいては、被告人Fの行った大幅な人員削減、予算縮小等の経営方針のため、防火管理者としての責務を十分に果たすことが困難な状況にあったともみうるほか、そのような被告人Fのやり方に同調できず、辞意を表明し、これを拒まれたといういきさつをGのために酌量すべき事情として判示しており、この判示は、原審証拠に照らして正当と認められる（Gの辞意が被告人に拒まれた経緯については、Gの昭和五七年一月二七日付検察官調書・I二八・九九冊一七五二八丁、原審第四八回公判におけるGの供述・一一三冊三九一五丁参照）。そのほか、被告人は、本件ホテルの管理権原者として、一段高い立場から、消防用設備や防火管理についてのGら部下職員の報告や進言、消防当局の指導等に率直に耳を傾け、Gらを適切に指揮監督すべきものであったこと等も考慮すれば、原判決の被告人に対する量刑がGに対する量刑と比較して重きに過ぎるということとはできない（なお、弁護人は、当弁論において、Gは、被告人が消火器五〇〇本の備付けを指示した際に、被告人に無断でこれを一〇〇本にとどめていた等と主張しているが、この点の経緯は、前記第六中の(6)において判示したとおりであり、このような事情があるからといって、右判断が左右されるべきものとは認められない。)

(イ) 所論は、A1の従業員B29、B31、B32、B33、A19株式会社所属警備員B30、Nの初期消火上の誤り、A20有限会社（東京都A21協会下請）役員Oの自動火災報知設備中の熱感知器に関する保守点検の誤り、A22ビルサービス株式会社従業員Pらの非常放送設備に関する保守管理の誤りは、いずれも本件火災による死傷の結果に対して業務上の過失を構成するものであったのであり、これらの者の「過失がなかったならば、本件火災は早期に消火できた筈であつて、人身事故まで発生しないで済んだかも知れないのである。右の者らの責任は事故に直結するものだけに重いとわざるを得ない。被告人は社長であり、右の者らは従業員または請負業者である。社会的責任は被告人の方が重いという考え方もあろう。しかし、それは社会的責任のことであつて、刑事責任は刑事責任として別の法理に基づいて考えなければならない。被告人は社長ではあるが本件火災の結果に対しては間接的な立場に立っている。直接的立場に立つ右の者らが全く刑事責任を

問われずに終り、被告人が社長であるために禁錮三年の実刑に処せられるということとは結果責任の色彩が強く不当に重いとわがざるを得ない。」というのである。

しかし、原判決は、所論の、従業員及び警備員らの初期消火活動上の不手際、並びに、自動火災報知設備及び非常放送設備の保守、点検、整備上の業者の手落ちのあったことを認め、この点を、被告人に対する量刑上斟酌すべき事情の一つとして考慮していることは、原判文上明らかであるところ、所論にかんがみ検討を加えても、原判決（三一二頁以下、三一五頁以下）が詳しく判示しているように、被告人の、消防用設備の設置及び防火管理の両面にわたる本件過失は甚だ重いものであつて、所論の点があるからといって、原判決の量刑が重きに過ぎるということとはできない。

（ウ） 所論は、被告人が、被害者及び遺族に対する損害賠償や死亡した被害者の慰霊について力を尽くしていることは、原判決においても考慮されているけれども、さらに一層斟酌されるべきである旨主張するが、これについては後記（３）及び（４）において述べるとおりである。

（エ） 所論は、原判決の量刑は、同種事案と比較しても重きに過ぎるというのであるが、本件は、被告人とされた者の過失の状況等の点において類例のない事案であつて、すなわち、所論が援用する裁判例は、いずれも本件と事案を異にし、適切ではないものである。

（オ） 所論は、被告人の社長就任の経緯や同社の累積欠損金減少のための努力が量刑上考慮されるべき旨を主張する。

しかし、被告人がA1の経営者となつた経緯がどのようなものであつたにしても、多数の人々の生命、身体等の安全を預かるホテルの経営者となるについては、当然、消防の方面においても法令に定められた義務を伴うことを考慮すべきであつたものであり、また、経営者となつた後は、右義務を果たさなければならぬ立場に置かれたものであつて、累積欠損金を減少させることを理由に右義務の履行を怠ることは許されなかつたものである。以上のことについては、すでに第五の二等において判示したとおりである。

（カ） なお、弁護人は、当審弁論において、被告人は、原判決後真摯な反省の念を深め、その情が顕著である旨を主張している。被告人が後悔の念を深め、後述のとおり、被害者（死亡者）の慰霊、供養に努めるなどしていることは認められるが、原審公判における被告人の、「工事資金がなかつたから、スプリンクラーや防火区画を設置しなかつたことはやむを得ない。また、消防署の立入検査結果通知書など見ていないし、報告も聞いていなかったから、防火管理上の監督権を行使しなかつたこともやむを得ない」旨その他の、自己の本件責任にかかわる供述は、当審において別に改められてはいないものである。

（３） 被告人に有利な情状

もっとも、原判決も、反面、被告人のために酌量すべき情状として、被告人は、「負傷した一名を除くその余の被害者ないしはその遺族等との間で、現時点までに総額一三億円余をもつて示談を遂げ、被害者側に対する慰謝のため相応の努力を尽くした跡がみられること、被告人兩名は、少なくとも道義的には自己の行為について責任を感じて反省の態度を示しており、死亡した被害者らの冥福を祈るとともに慰霊のために種々の具体的方策を講じていること、本件火災がかかる大惨事に至つた一因として、初期消火活動や消防用設備等の保守、点検、整備などに関する業者のやり方にも問題がなかつたとはいえないこと」を判示している。

さらに、当審における事実の取調べの結果によれば、

（一） 原判決当時和解が未成立であつた被害者（負傷者）一名との間でも、昭和六三年一月に和解金を一五〇〇万円として訴訟上の和解が成立し、和解金も支払われたこと、これにより本件被害者（死亡者）の遺族及び被害者（負傷者）との和解はすべて成立し、分割払い和解金も滞りなく支払われており、ほとんどの履行を終えていること（当審取調べの弁護人芝四郎作成の報告書参照。なお、原審取調べの同弁護人の報告書三通・一〇〇冊一七九四七丁・同冊一七九九〇丁・同冊一八〇〇六丁参照）、

（二） 被告人は、被害者（死亡者）の慰霊のために毎年二月に東京の或る寺院において法要を営んで供養をし、その際は韓国や台湾の被害者の遺族らをも招待し、多数の参列を得ており、また、昭和六二年二月に同寺院の境内に仏像を建立して慰霊に努めていること（なお、原審取調べの被告人の上申書・一〇〇冊一七九九七丁参照）、

（三） 日本人被害者（死亡者）の遺族中の数名から、当裁判所に宛てて、被告

人が示談や被害者の慰霊、供養などにおいて誠意を示していること、また、示談外の経済的援助を受けたこと等を理由として、被告人に対する寛大な判決を願う旨の嘆願書が提出されていること、

(四) 韓国及び台湾関係の被害者(死亡者)の遺族らからも、当裁判所に宛てて、被告人が早期の賠償(示談)や被害者の慰霊、供養などにおいて誠意を示していること等を理由として、連名で、あるいは代表から、被告人に対する寛大な判決を願う旨の嘆願書が提出されていること、

(五) 被告人は、原判決後後悔の念を深め、右のように被害者(死亡者)の慰霊、供養に努めるほか、その遺族から陳情を受ければ、示談外の経済的援助の手を差し伸べるなどしていること、

(六) 被告人は、事業家としての晩年に差しかかろうとして本件を犯し、その衷情は推察されるところであり、現在七七歳の高齢であり、高血圧等の身体の不調を訴えていること

等の事情が認められる。

(4) 結論

しかしながら、先に述べたように、被告人の過失及び本件結果はまことに重大であって、その責任は重く、原判決の判示する被告人に有利な前記事情に、原審証拠及び当審事実取調べの結果により認められる、原判決前におけるその他の有利な事情を加えて検討しても、原判決の時点を基準として判断するとき、その量刑が、刑期の点においても、また、刑の執行を猶予しなかった点においても、重きに過ぎて不当であるということとはできない。

また、原判決前の右諸事情に、当審事実取調べの結果により認められる原判決後の被告人に有利な事情を加えて検討しても、原判決の量刑が重きに過ぎ、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反するということもできないのである。

論旨は理由がない。

よって、刑訴法三九六条に従い本件控訴を棄却し、同法一八一条一項本文により被告人に当審における訴訟費用を負担させることにして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 大久保太郎 裁判官 荒木勝己 裁判官 生島三則)